

青岸エネルギーセンター運転維持管理業務

一般仕様書

和歌山市 市民環境局

環境部 青岸清掃センター

目 次

第1章 一般事項

- 第1条 目的
- 第2条 業務の範囲
- 第3条 業務の履行
- 第4条 運転管理
- 第5条 業務責任者等の選任
- 第6条 業務責任者等の職務及び資格
- 第7条 労務管理
- 第8条 教育・訓練等
- 第9条 提出書類
- 第10条 災害廃棄物の処理
- 第11条 緊急事態発生時の対応
- 第12条 地元雇用
- 第13条 保険
- 第14条 契約期間終了時の取扱い
- 第15条 秘密等の保持
- 第16条 関係法令の遵守
- 第17条 法令変更
- 第18条 業務の確認

第2章 業務要領

- 第19条 作業計画書等
- 第20条 運転操作
- 第21条 保守点検
- 第22条 修繕等
- 第23条 犬・猫等動物死体収集業務及び焼却処理
- 第24条 見学者への説明
- 第25条 報告書等

第3章 管理費用範囲

- 第26条 支給・貸与物件等
- 第27条 受託者の負担費用

第1章 一般事項

(目的)

第1条 本仕様書は和歌山市（以下「発注者」という。）が設置したごみ焼却施設の青岸エネルギーセンター（以下「施設」という。）でのごみ処理業務を適切に行うことを目的とする運転維持管理業務及び犬猫等動物死体収集処理業務（以下「業務」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(業務の範囲)

第2条 本委託業務の範囲は、特記仕様書に掲げる設備の運転操作、監視、記録、日常的な保守点検整備、小修繕及びこれらに付随する一切の業務とする。また、併せて犬猫等動物死体収集及び処理業務、施設見学時の見学者対応業務についても本業務の範囲とする。

(業務の履行)

第3条 受託者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し理解して、施設の運転維持管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう契約書、本仕様書、特記仕様書及び和歌山市青岸エネルギーセンター発電所保安規程（以下「保安規程」という。）その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

(運転管理)

第4条 施設の運転は、和歌山市一般廃棄物処理計画（一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画）及び焼却計画に基づき、施設の性能を十分に発揮させるよう効率的かつ経済的な運転を行うこと。

2 施設の運転管理にあたっては、公害防止関係法令及び特記仕様書に定める公害防止基準を遵守すること。

(業務責任者等の選任)

第5条 受託者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者を配置し、業務従事者の中から、業務責任者、副責任者、運転・保全の班長（以下「責任者等」という。）を選任しなければならない。

2 前項により選任された責任者等が、病気その他の事由により、長期にわたり職務の遂行が困難な場合は、新たに責任者等を選任しなければならない。

(業務責任者等の職務及び資格)

第6条 責任者等の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

(1) 業務責任者の資格・要件は下記のとおりとする。

ア ごみ処理施設技術管理士の資格を有していること。

イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（焼却施設）で蒸気タービン発電設備を附帯する連続運転式焼却施設において、業務責任者又は業務副責任者とし

での1年以上の経験を有すること。

- (2) 業務副責任者は、業務責任者を補佐及び代行ができ、かつ各業務の責任者としての確な判断ができる者で次の資格・要件を有していること。

ア ごみ処理施設技術管理士の資格を有していること。

イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（焼却施設）で蒸気タービン発電設備を附帯する連続運転式焼却施設において、業務責任者、業務副責任者又は運転責任者（班長）として1年以上の経験を有すること。

- (3) 班長は、担当する班の作業について指揮監督ができる者で次の要件を有していること。

ア ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（焼却施設）で蒸気タービン発電設備を附帯する連続運転式焼却施設において、運転責任者（班長）又は運転員として1年以上の経験を有すること。

- (4) 業務責任者は、施設に常駐し、発注者の指示に従い、現場総括者として業務に関する指揮監督及び一切の事項を処理する。

- (5) 業務責任者は業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めなければならない。

- (6) 業務責任者は、施設の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

- (7) 業務副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が不在の時にはその職務を代理する。

(労務管理)

第7条 受託者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。

- (2) 業務従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法規及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適正に配置し作業の安全を第一として、作業効率・作業能率の向上に努めること。

- (3) 受託者は、業務従事者の労務管理、人事管理上の一切の責任を負うものとする。

(教育・訓練等)

第8条 受託者は、施設の適正な管理と安定した運転を維持するため、業務従事者に必要な指導、教育、訓練等を行うこと。受託者は、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導教育を行うこと。

- 2 受託者は発注者のボイラー・タービン主任技術者及び電気主任技術者による保全教育実施の際には要求する業務従事者に教育を受けさせること。

- 3 受託者は発注者等が実施する避難訓練、防火訓練等へ積極的に参加し協力すること。

(提出書類)

第9条 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を発注者に提出すること。

(1) 業務着手届

(2) 業務計画書

ア 業務従事者名簿

イ 資格取得者名簿

ウ 非常招集体制表

(3) その他、発注者が指示する書類

2 前項に掲げた提出書類の記載事項を変更しようとするときは、変更届出書等を提出すること。

(災害廃棄物の処理)

第10条 受託者は、災害廃棄物について発注者の指示により「和歌山市災害廃棄物処理計画」等に基づき適正な処理を行わなければならない。

(緊急事態発生時の対応)

第11条 受託者は、地震、台風等の災害時及び爆発、火災などの緊急事態の発生に備え、業務従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

2 受託者は、緊急事態が発生した場合には、直ちに業務従事者を所定の場所に配置して適切な措置を講ずるとともに、発注者に通報すること。

3 受託者は地震及び津波等発災の場合、本施設が緊急一時避難場所となっているため外部からの一般避難者を安全に避難誘導すること。

(地元雇用)

第12条 受託者は、業務従事者雇用にあたり、地元雇用に配慮するものとする。

(保険)

第13条 受託者は、施設損害賠償責任保険等、業務上必要となる保険に運転管理期間中
加入すること。

2 受託者は、前項の保険契約締結後又は更新後速やかに当該保険証券の写しを市に提出しなければならない。

(契約期間終了時の取扱い)

第14条 受託者は、運転管理期間終了の6月前をめぐり、契約期間終了後の本施設の運転方法について、発注者と協議を行うとともに、新たな受託者への業務の引継ぎのため、次に掲げる事項に関する資料等の提出及びそれらに関する説明を拒否できないものとする。

(1) 新たな受託者による施設及び運転状況の視察

(2) 運転業務全般に係る指導

(3) 契約期間中におこなった保守、点検、整備内容の記録

(4) その他新たな受託者への引継ぎで必要と思われる書類

(秘密等の保持)

第15条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

第16条 受託者は、業務の履行にあたっては、関係法令等を遵守すること。

(法令変更)

第17条 この契約の締結日以降、法令等が変更された場合は、発注者及び受託者の間で協議して対応を決定する。

(業務の確認)

第18条 受託者は、当月分の業務完了届出を、報告書等とあわせて提出しなければならない。

2 前項の業務完了届及び報告書等は、原則、翌月の5日までに提出しなければならない。

第2章 業務要領

(作業計画書等)

第19条 受託者は、特記仕様書に定める作業計画書等を作成し、速やかに発注者に提出すること。

(運転操作)

第20条 施設の運転は、作業計画書及び発注者が貸与する保安規程、運転マニュアル、機器取扱説明書等に基づいて、適正にその業務を履行すること。

2 発注者の実施する工事等に伴い、運転計画の変更が必要な場合には、受託者は、発注者と協議して変更すること。

(保守点検)

第21条 受託者は、常に施設保守管理に注意を払い、保守点検作業は、特記仕様書、機器取扱説明書に基づいて、実施すること。

2 予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。

(修繕等)

第22条 受託者は、保守点検作業時に発見した不良箇所や故障発生箇所を、備付工具、補修原材料等を用いて、発注者の承諾を得て修繕すること。ただし、緊急を要する場合には、すみやかに適切な措置を講じるとともに、直ちにその状況を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 業務の履行上、受託者及び業務従事者の故意又は過失に起因して、施設、設備等に故障、破損、事故等が発生した場合は、直ちにその状況を発注者に報告するとともに、すべて受託者の責任において処理すること。

(犬・猫等動物死体収集業務及び焼却処理)

第23条 受託者は、収集センター（受付センター）または、青岸清掃センターから動物死体収集依頼があれば収集すること。また、動物死体が直接持ち込まれた場合は受入対応をすること。

2 収集された死体は冷凍室に保管し、週3日程度にて焼却業務を行うこと。

3 収集作業については、発注者の許可した受託者の車両で収集を行うこと。また、車両については、臭気等が発生しない車両（保冷車等）とする。

4 焼却業務については焼却計画に基づき適切に処理、管理を行うこと。

(見学者への説明)

第24条 受託者は、施設見学に来る者に対して、説明、施設案内の補助を行うこと。また見学を行う準備についても本業務内とする。

(報告書等)

第25条 受託者は、特記仕様書に基づき、日報、月報、各種報告書等を作成し、指定された期日までに発注者に提出すること。

第3章 管理費用範囲

(支給・貸与物件等)

第26条 受託者が業務履行のため必要とする物件等で、発注者が支給及び貸与する物件等は、次のとおりとする。

(1) 支給物件

ア 電気、ガス、水道（上水、工水）

イ 各種薬剤、燃料（灯油）及び油脂類

ウ 予備品、消耗品、補修原材料

(2) 貸与物件

ア 構内電話設備、放送設備

イ 保守点検用具、備付工具、工作用機器類

ウ 完成図書（運転マニュアル、機器取扱説明書、機器図面・配置図・系統図等竣工図書類）

エ 保安規程

オ その他発注者が必要と認めたもの

(3) 施設等の使用

ア 運転管理に必要な各室、事務室、詰所、浴室、更衣室等

2 受託者は、貸与された物件等のリストを作成し、発注者に提出すること。

3 発注者は、支給物件の使用状況について、必要に応じて受託者に報告を求めることが

できる。

- 4 受託者は、これらの物件等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理、使用するとともに、効率的、経済的に使用しなければならない
- 5 受託者は、これら物件等の紛失、損傷等または物件の不適正な使用があった場合には、受託者の責任において補充し、もしくは現状復旧しなければならない。
- 6 受託者は、契約期間が満了した場合貸与された施設等について発注者の立会いのもとで速やかに原形に復して返還しなければならない。ただし経年劣化による施設等の損傷については除外する。

(受託者の負担費用)

第27条 次の費用、物件は受託者が負担する。

- (1) 業務に従事する者の給料、手当、福利厚生費等の人件費
- (2) 業務に従事する者に支給する作業服、作業靴、ヘルメット、防じんマスク、各種安全用具及び生活用具等の物品費
- (3) 業務に必要な外線電話の設備及び維持費
- (4) 業務に必要な事務用消耗品（日報、月報、各種報告書等の帳票類含む）、通信運搬費、什器、事務用備品等
- (5) 発注者が支給し、貸与する物件以外とその他業務に必要な費用
- (6) 犬猫等動物死体回収による使用車両とその管理費及び燃料等の消耗類一切の費用。
(焼却に必要な燃料等は発注者支給とする。)

(疑義の質問について)

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日(入札日は含まない。)より5日前(ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日になる場合はその前日とする。)の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

青岸エネルギーセンター運転維持管理業務

特記仕様書

和歌山市 市民環境局

環境部 青岸清掃センター

目 次

第 1 章 業務概要

- 第 1 条 業務の概要
- 第 2 条 業務の範囲
- 第 3 条 人員配置
- 第 4 条 業務従事者名簿等の提出
- 第 5 条 有資格者等の配置
- 第 6 条 保全の職務
- 第 7 条 業務従事者の交替
- 第 8 条 業務従事者の服装

第 2 章 業務内容

- 第 9 条 保守点検作業内容
- 第 10 条 休炉期間等
- 第 11 条 運転等
- 第 12 条 運転管理
- 第 13 条 点検整備
- 第 14 条 創意工夫
- 第 15 条 勤務時間

別表 1 運転管理業務

別表 2 点検整備業務

別紙 1 運転条件

別紙 2 公害防止基準等

第1章 業務概要

(業務の概要)

第1条 業務の概要は次のとおりである。

(1) 業務名

和歌山市青岸エネルギーセンター運転維持管理業務委託

(2) 履行期間

令和9年4月1日から令和15年3月31日

(契約締結日から令和9年3月31日までは準備期間とし、引継ぎに係る事項は本業務外とする。また契約締結後、別途協議を行うものとする。)

(3) 履行場所

和歌山市湊1342番地3

和歌山市内(犬、猫等動物死体収集)

(4) 施設名および施設概要

ア 施設名

和歌山市青岸エネルギーセンター

イ 施設概要

連続運転式焼却炉(ストーカ式)	200t/24h	×2基
燃焼ガス冷却用ボイラー	25t/h	×2基
蒸気タービン	4,300kW	×1基
発電機	4,778kVA	×1基
その他付帯設備		1式

(5) 運転条件

別紙1のとおり

(6) 公害防止基準等

別紙2のとおり

(業務の範囲)

第2条 業務の範囲は、次のとおりである。

(1) 次に掲げる設備の運転操作、保守、点検(日常、月例等)、整備、調整、軽微な修理修繕、測定記録、清掃、緊急時の操作等

ア 受入供給設備(ごみの受入業務及び計量業務を除く)

イ 燃焼設備

ウ 燃焼ガス冷却設備

エ 排ガス処理設備

- オ 給水設備
- カ 排水処理設備
- キ 余熱利用設備
- ク 通風設備（煙突設備を含む）
- ケ 灰出設備
- コ 雑設備
- サ 電気設備
- シ 計装設備（排ガス分析計、pH 計を含む。）
- ス 建築設備（建築電気、機械設備を含む。）
- セ 破碎設備

（２）発注者の休業日及び夜間の施設管理

- ア 火元責任者を選任し、火気の始末を徹底して、火災の防止に努めること。
- イ 施設の機器、備品、工具等の紛失及び無断侵入者がいないよう努めること。
- ウ 門扉及び玄関の施錠は、しないこと。（一時避難場所指定のため）
- エ 照明の点灯は、節電に努め、自動点灯する照明についても、点灯時間、消灯時間に注意して調節を行うこと。

（３）施設の清掃、整頓

- ア 装置、設備、工場棟各室内、廊下及び受託者が使用する部屋等の清掃
- イ 物品等の整理整頓
- ウ 運転日誌等帳票類の整理、整頓

（４）薬剤類、消耗品類、貸与物件等の管理

- ア 業務に関する薬剤類、消耗品類、部品、材料、油脂類の管理・在庫確認・受入立会
- イ 貸与物件の管理
- ウ 貸与備品類の管理

（５）焼却残渣等の管理

焼却灰及びばいじん処理物の管理、搬出車両への積込み

（６）犬・猫等動物死体収集及び処理

- ア 施設に持ち込まれた動物死体の受入れ及び管理業務
- イ 収集依頼のあった家庭への動物死体の収集及び手数料の徴収業務
- ウ 通報のあった飼い主等不明の動物死体の回収及び道路上等の動物死体回収業務
- エ 施設内の動物死体専用焼却炉での焼却処理業務
- オ 徴収した手数料を発注者へ引継ぐ業務
- カ 発注者の休業日及び夜間における動物死体受付業務（手数料の徴収を含む。）

（７）施設見学者対応

- ア 施設に来場する見学者への説明及び施設案内
受託者は市が行う施設見学について、見学者への説明補助及び施設案内を実施すること。
- イ 見学者数（予定）
（ア）市内小学４年生 ５月から７月中頃までの平日午前中（令和７年度実績４１件）
（イ）一般市民、他自治体、海外等 年間約９件程度（令和７年実績）

ウ 見学者対応準備

(人員配置)

第3条 受託者は業務遂行にあたり必要人員を配置する。

2 受託者は廃棄物処理また廃熱ボイラー等に関し相当の知識及び経験を有する業務責任者、及びそれを補佐する者を置き、下記により円滑な業務遂行を図る。

(1) 業務に直接従事する者（以下「業務従事者」という）の指揮監督を行うこと。

(2) 業務従事者の研修を励行し、技術の向上、事故防止に万全を図ること。

(3) その他業務責任者として必要なこと。

3 業務責任者が不在のとき、それを補佐する者が前項の職務を代行する。

4 受託者は、災害、事故等、緊急事態発生に備えて、発注者の要請に応じられる体制を確立しておかなければならない。

(業務従事者名簿等の提出)

第4条 受託者は、業務従事者の役職（担当）、氏名等を記載した業務従事者名簿及び第5条に規定する資格取得者名簿を発注者に提出すること。

(有資格者等の配置)

第5条 受託者は、次の資格を有する者を配置し、必要な作業主任者、取扱責任者を選任すること。

①	ごみ処理施設技術管理士	2名以上
②	ボイラー・タービン主任技術者もしくは同等程度の知識を持つ者（ボイラー技士の必要人員数に含まない）	1名以上 (常日勤者)
③	ボイラー技士2級以上	ボイラー設備運転業務従事者
④	第3種電気主任技術者以上又は資格相当者	1名以上 (常日勤者)
⑤	電気工事士第2種以上（第2種の場合、認定電気工事従事者認定済みのこと）	1名以上
⑥	クレーンデリック運転士（運転に支障のない人数）	各班1名以上
⑦	危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）	1名以上
⑧	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者	1名以上
⑨	特定化学物質等作業主任者技能講習修了者	1名以上
⑩	廃棄物焼却施設業務経験者	5名以上
⑪	ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者	当該作業者
⑫	低圧電気取扱業務特別教育修了者	当該作業者
⑬	高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育修了者	当該作業者
⑭	ガス溶接技能講習修了者	当該作業者
⑮	アーク溶接特別教育修了者	当該作業者
⑯	玉掛技能講習終了者	当該作業者
⑰	その他業務の履行上法令で定められた資格者	

2 前項各号に掲げる資格については複合資格者を認める。

(保全の職務)

第6条 保全担当者は、設備の各種点検を専門的立場で継続して行い、データとして整理すること。

2 発注者が行う施設の定期点検時等には、工程及び内容を十分把握するため、打合せに参加しかつ、積極的に作業中、試運転等の立会いを行うこと。

3 保全担当者は、当直運転引継会議に出席し、運転状況について把握するとともに、不具合事項についての調査、修繕等の対応を行うこと。

(業務従事者の交替)

第7条 受託者は、業務従事者の変更が必要な時は、原則として交代の20日前までに有資格者証の写しを添えて発注者に提出すること。

2 受託者の業務従事者が交替するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交代するものとする。

(業務従事者の服装)

第8条 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。また、作業服の色については市職員と識別するため同一色を避けること。

2 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、作業服、作業靴(安全靴)等を使用し又は着用すること。

第2章 業務内容

(保守点検作業内容)

第9条 一般的な作業内容については、次のとおりとする。

(1) 適用範囲

本作業内容は、青岸エネルギーセンター運転維持管理の一般的なものについて定めるものであり、本作業内容に明記なき事項であっても、青岸エネルギーセンターの良好な運転を維持するために必要な事項について、受託者は、発注者と協議して必要な処置を講じること。

(2) 管理

業務において、責任者等を選任し、あらゆる状態においても対処すること。

また、業務従事者の監督については、受託者が全責任を負うものとする。

(3) 安全衛生

業務に関する運転及び点検整備は、労働安全衛生法等の関係諸法令に基づき業務従事者の安全と健康を確保するよう努めること。特に次の作業については、十分安全に留意すること。

ア 酸素欠乏及び有毒ガス発生場所における作業

イ 薬剤等の取扱作業

ウ 高所作業

エ 電気作業

オ 高温、高圧作業

カ 粉じん等の発生場所における作業

キ 回転機器の取扱い作業

(4) 作業計画

業務に関する作業を行う場合は、年間及び月間作業計画を立案し、発注者に報告するものとする。特に点検整備については、あらかじめ作業計画を立案し、工程、内容等を、発注者と協議して決定するものとする。

2 業務に関する機器及び装置に共通する作業内容は、次のとおりとする。

(1) 機器、装置、操作盤及び装置廻り床、各水槽、排水溝等の清掃

(2) 施設の巡回点検、記録

(3) プラント設備全体の 4S（整理・整頓・清掃・清潔）作業実施

(4) 日常点検内容

ア 焼却設備機械、保安規程に基づく日常巡視点検記録

イ クレーン作業開始前点検

ウ 日報その他による点検

(5) 整備内容

薬剤、その他の消耗品類補充

(6) 電気保安内容

ア 保安規程に基づく機器及び電気設備の点検

イ 非常用発電機の定期的な試運転

ウ 停電、プラント事故及び電気事故に対する訓練

(7) 受託者は、電気事故または、その他災害が発生した時の措置について、計画を定めて随時実地指導訓練を行うこと。

(8) 各機器の運転周期に伴う切替運転及び試運転

(9) ボイラー水等の分析を行い、適正な薬注量及びブロー等の調整を行うこと。

(10) クレーン、給湯用温水器等の月例点検

(11) 定期点検時及び停止時（故障時を含む。）における作業

(12) 機器停止期間中の点検整備、清掃及び各種保安装置等の確認を行い、常に運転可能な状態に保持すること。炉内清掃について足場等を設置しない簡易清掃を含む。

(13) 消耗品、薬剤及び油脂類等の在庫を確認し、関係業務に支障がないように受入れについて発注者に連絡、協議すること。

(14) 発注者が行う定期点検時等には、作業計画書に基づいて機器操作、点検、整備、清掃を行うこと。また、定期点検後、各機器の試運転及び総合試運転時（ヒートラン）の機能確認も行うこと。

(15) 異常時においては、適正な処置と発注者への連絡を行い常に発注者と密接に連絡をとること。発注者は受託者からの報告内容を確認後、状況により定期点検業者と協議し、受託者への対応を指示する。ただし、緊急を要する場合は、発注者へ連絡を行うとともに、定期点検業者との連絡を密にとり、定期点検業者へ立会い等を要望し、適切な処置を行わなければならない。

(16) 運転、保守点検等の各種報告書等及びその他関係書類を作成し提出、また保管を行うこと。

- ア 運転報告書
- イ 整備報告書
- ウ 事故・故障報告書
- エ 日常点検表
- オ 月例報告書

- (ア) 運転業務作業予定表
- (イ) 運転業務作業実績表
- (ウ) クレーン月例点検表（ごみ、灰、粗大）
- (エ) 第1種圧力容器自主点検表（給湯用温水器）
- (オ) 粗大ごみ破砕機保守点検表

(17) 機器台帳の処理及び整理

(18) その他発注者が指示する事項

3 保全の作業内容

- (1) 年間整備計画に含まれない機器整備について、突発的な状況変化を見極め、整備の必要性の判断を行うこと。
- (2) 整備計画の実施に関する記録、整理
- (3) 法定点検記録など、施設運営に必要不可欠な事項の記録、整理
- (4) 突発的に発生する故障で、発注者の指示する事項については、部品交換及び、軽微な修繕を実施すること。なお、必要に応じて運転の応援を求める等をして処置すること。
(休炉期間等)

第10条 休炉期間の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 発注者が行う定期点検等による全休炉期間中は、施設の整備、各設備の点検、調整等の業務を発注者と協議のうえ実施するものとする。また、休炉期間中においても夜間の保安業務を実施するものとする。
- (2) 全休炉日は各年度共、1月下旬に9日間程度を計画しているが、実施時期については発注者が作成する焼却計画により変更する場合がある。
(運転等)

第11条 本施設の運転等は、通年24時間連続で行うものとする。

- 2 焼却計画に基づき、焼却量、蒸発量を遵守し運転すること。
- 3 焼却計画に基づき、搬入作業が円滑に進むよう、ごみピット等の受入れ体制を整えること。
- 4 発注者により以下の指示があった場合は、速やかに対応が可能な体制を取ること。
 - (1) 施設又は設備の休止
 - (2) 青岸クリーンセンター（ごみ受入施設）からのごみ搬入
- 5 受託者は公害防止基準を順守できない事態に至った場合、発注者及び定期点検業者と協力して原因究明に努め、その原因が受託者の責めによる場合は、受託者の責任で改善しなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者は発注者に対する資料等の提出、事実関係の説明又は資料等の提供、協力を行う。

(運転管理)

第12条 主要な運転管理業務は、「別表1」のとおりとする。

(点検整備)

第13条 機器の点検、給油、整備、軽微な修繕及び機器清掃については、次の要領で行われなければならない。なお、主要な点検整備業務は、「別表2」のとおりとする。

- (1) 機器の保全を目的とした点検を行い、異常を発見した場合は、ただちに発注者に報告するとともに必要な措置を講ずること。
- (2) 各種機器が正常に稼動するよう機器の整備及び調整を行うこと。
- (3) 故障箇所のうち、備え付けの機器、部品、工具及び設備等を利用してできる軽微な修繕（塗装を含む）を行うものとする。この場合、「修理報告書」にて発注者に報告しなければならない。
- (4) 各種機器の清掃を適宜行うものとする。

(創意工夫)

第14条 受託者は、業務の履行にあたり、最小の経費で最大の効果が上がるように、常に創意工夫を心掛け、経済性及び施設の能率化を目指さなければならない。なおその内容が施設、設備の改造等に及ぶ場合は、発注者と協議したうえで実施し、その目的、内容（写真含む。）等を記した記録を作成しなければならない。

(勤務時間)

第15条 受託者の日勤者及び交替勤務者の勤務時間は、発注者の勤務時間を勘案し、受託者が決定する。

「別表 1」

運転管理業務

- 1 焼却炉設備運転（ボイラー・タービン・発電機を含む。）
中央制御室での操作・監視、場合により機側での操作
- 2 集塵灰処理装置の運転監視
設備の監視、場合により機側での操作
- 3 ごみクレーン（場合により 2 台）、灰クレーンの運転
- 4 設備の点検・調整
日常パトロール点検、自主点検、定期点検及び機器の調整
モータースキャン記録
- 5 設備トラブル時の処理
機器トリップ、ごみ詰まり時等の処理
突発事故時の対応、応急措置
- 6 運転、故障、調整等の記録
- 7 薬品類の補給、管理
タンク等への補給、在庫管理
- 8 建築設備の運転
- 9 夜間、休日における来場者の対応及び場内保安全管理
- 10 その他、運転管理業務に伴い必要と思われる業務

「別表 2」

点検整備業務

- 1 機械関係
 - （1）日常整備、修理
噴射ノズル整備
ドレーントラップ取替
ポンプフート弁取替
エアー、蒸気漏れ修理
コンベア蛇行調整
各種グラントパッキン等取替
製缶物等切断、溶接、パッチ当て
給油、給脂、油交換
タッチアップ塗装、治具製作
クレーン作業前点検、月例点検
汚泥槽の引抜き及び清掃
熱電対の点検清掃
その他必要な整備等
 - （2）休炉時の主な作業
給じん設備の点検、清掃、給油
ストーカ下シュート内清掃

灰押出し装置清掃

炉内清掃

熱電対の点検、清掃及び取替

各種水槽の清掃

その他必要な整備等

(3) 設備の点検、調整

第1種圧力容器の自主点検

ポンプの点検、調整

蒸気タービン及び発電機の振動測定

コンベアテークアップ調整

Vベルト張り調整

グランドパッキン締め調整

ボイラー水等水質管理

建築設備の点検、調整

空調機器設備簡易点検

せん断式粗大ごみ破碎機点検、調整

(4) 機器トラブル時の応急処置と原因調査

(5) 工場棟及び設備の清掃

工場棟内全般の清掃（管理部は除く）

窓ガラス、覗き窓ガラス、ITV等の清掃

油漏れ、機器付着ダスト等の清掃、除去

その他工場等内の清掃

(6) 予備品、資材、工具等の管理

整理、整頓

発注依頼、受入、在庫管理

整備、修理

2 電気関連

(1) 設備点検、測定

受変電設備の点検

発電設備の点検

低圧配電盤設備の点検

非常用電源設備の点検

現場計器の点検、調整

NO_x、SO_x、CO、CO₂、O₂計の点検、調整

HCL・ばいじん計の点検、調整

酸素濃度計の点検、調整

絶縁抵抗測定

その他電気設備の点検

(2) 電気設備の清掃

- (3) 電氣的トラブル時の応急処置と原因調査
- (4) 簡易な修理、配管、配線（低圧・弱電に限る。）

別紙1 運転条件

1 運転時間

施設の運転は、24時間連続とする。

2 処理対象廃棄物

(1) 対象廃棄物の種類

本業務における処理対象廃棄物は、以下のとおりである。

対象物	種類	内 容	数量(t/年)
搬入廃棄物 (一般廃棄物)	可燃ごみ	収集可燃ごみ及び直接搬入可燃ごみ※	106,274
	選別残渣	一般廃棄物選別残渣、直接搬入ごみ選別残渣	t/年
	助燃剤	青岸汚泥再生処理センターから搬入される脱水汚泥	(令和7年
	その他	発注者が指示する廃棄物	度実績)

※青岸クリーンセンター(ごみ受入施設)搬入分含む。

(2) ごみ質(計画値と令和7年度実績)

組成

項目		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	令和7年度(平均)
水分(%)		63.0	54.0	25.3	39.0
可燃分(%)		32.0	40.0	56.7	49.9
灰分(%)		5.0	6.0	18.0	11.3
低位発熱量(kJ/kg)		4,200	6,300	10,100	9,260
低位発熱量(kcal/kg)		1,000	1,500	2,400	2,210
単位容積重量(kg/m ³)		300	250	200	96.6
元素組成 乾物基準	炭素(%)	41.4	40.0	43.2	46.81
	水素(%)	8.3	6.6	8.3	7.36
	窒素(%)	1.2	0.9	1.2	0.77
	酸素(%)	48.3	31.1	46.5	25.5
	硫黄(%)	0.3	0.2	0.3	0.27
	塩素(%)	0.5	0.4	0.5	0.28

3 焼却残渣の性状

焼却残渣の熱しゃく減量は10%以下とする。

4 ばいじん処理物の性状(管理指標として)

(1) 溶出量

項目と基準値

アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下
ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L 以下

六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
有機リン化合物	1 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

※項目・基準値ともに大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準を遵守すること

5 他施設への供給

青岸汚泥再生処理センターへの電力 (令和7年度供給量 2,727,181kWh)

青岸ストックヤードへの電力 (令和7年度供給量 92,419kWh)

6 ユーティリティ条件

本施設におけるユーティリティ条件は次のとおりとする。

(1) 電気

受電電圧 33,000V 1 回線受電

契約電力 3,000kW

(2) 用水

上水 飲料水、シャワー等 使用量 600 m³/月程度

工業用水 プラント全般 契約水量 400 m³/日以下

(3) 燃料

灯油(ごみ焼却炉、汚物焼却炉、非常用発電機、温水ボイラー)

プロパンガス (焼却炉のパイロットバーナー、厨房用)

(4) プラント排水、生活排水

排水処理設備で処理後、再利用する。

別紙2 公害防止基準等

1 公害防止基準

(1) 排ガス基準値

- ① ばいじん濃度 0.02g/m³_N 以下 (O₂ 12%換算)
- ② 塩化水素濃度 300ppm 以下 (O₂ 12%換算)
- ③ 硫黄酸化物排出量 K 値=1.75 以下
- ④ 窒素酸化物濃度 180ppm 以下 (O₂ 12%換算)
- ⑤ ダイオキシン類排出濃度 1.0ng-TEQ/m³_N 以下 (O₂ 12%換算)
- ⑥ 全水銀濃度 50 μg/m³_N 以下 (O₂ 12%換算)

(2) 騒音基準値

敷地境界線において、全炉稼働時に下記の基準値以下とする。

朝 (6:00～8:00)	65dB(A)
昼間 (8:00～20:00)	70dB(A)
夕 (20:00～22:00)	65dB(A)
夜間 (22:00～6:00)	60dB(A)

(3) 振動基準値

敷地境界線において、全炉稼働時に下記の基準値以下とする。

昼間 (8:00～20:00)	65dB
夜間 (20:00～8:00)	60dB

(4) 悪臭基準

悪臭基準値は敷地境界線上にて臭気強度 2.5 に相当する次の指定悪臭物質濃度以下とする。

アンモニア	1ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレールアルデヒド	0.009ppm
イソバレールアルデヒド	0.003ppm
イソブタノール	0.9ppm
酢酸エチル	3ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
トルエン	10ppm

スチレン	0.4ppm
キシレン	1ppm
プロピオン酸	0.03ppm
n-酪酸	0.001ppm
n-吉草酸	0.0009ppm
イソ-吉草酸	0.001ppm

2 処理生成物基準

(1) 焼却灰の含有量基準

ダイオキシン類 3ng-TEQ/g 以下

(2) ばいじん処理物の溶出基準

アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
カドミウム又はその化合物	0.09 mg/L 以下
鉛又はその化合物	0.3 mg/L 以下
ヒ素又はその化合物	0.3 mg/L 以下
六価クロム化合物	1.5 mg/L 以下
セレン又はその化合物	0.3 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
有機リン化合物	1 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g 以下

※項目・基準値ともに大阪湾広域臨海環境整備センター受入基準を遵守すること

3 排水基準

工場排水は再利用する系統とし、その基準値は下記(1)運転管理基準を満たすこと。

(1)運転管理基準

pH	5.8～8.6
COD	30mg/L (日間平均 20mg/L)
SS	20mg/L

施設の概要

施設名称	青岸エネルギーセンター		
施設所管	和歌山市		
所在地	和歌山県和歌山市湊1342番地3		
敷地面積	11,145.98 m ²		
建築面積	4,623.93 m ²		
施設規模	400t/日 (200t/24h×2炉)		
建設年度	当初建設 ダイオキシン類対策工事 基幹改良工事	着工:昭和 57 年 10 月 着工:平成 11 年 7 月 着工:平成 24 年 9 月	竣工:昭和61年 3 月 竣工:平成 14 年 3 月 竣工:平成 27 年 9 月
設計・施工	株式会社 タクマ		
処理方式	連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)		
受入・供給設備	ピット&クレーン方式		
燃焼設備	乾燥ストーカ:階段摺動式 燃焼ストーカ:階段摺動式 後燃ストーカ:階段式		
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式		
排ガス処理設備	バグフィルタ 乾式有害ガス除去装置		
余熱利用設備	蒸気タービン(4,300kW)、場内給湯		
通風設備	平衡通風方式		
灰出し設備	ピット&クレーン方式		
排水処理設備	凝集沈殿処理		

青岸エネルギーセンター運転維持管理業務

主要設備・機器リスト

和歌山市 市民環境局

環境部 青岸清掃センター

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
A 受 入 供 給 設 備	ごみ計量機	4点ロードセル式 KMF-3DA型	2基	使用範囲 : 2,000～30,000kg 積載台寸法 : 7,500×3,000(mm) 荷重検出方法 : 4点ロードセル式 ロードセル型式 : SBT-20 (定格20t)	ごみ計量機 : 2基 車両計量装置 : 2基 計量機データ処理装置 : 一式
	エアカーテン	パッケージ形 AC-1330S	6台	噴出速度 : 12.5m/s 噴出風量 : 162m ³ /min 電動機 : 1.1kW×440V	進入路側 : 3台 退出路側 : 3台
	ごみ投入扉	油圧中折れヒンジ式	7基	ポンプ吐出量 : 85L/min 電動機 : 18.5kW×440V 使用圧力 : 110kg/cm ² タンク容量 : 700L	ごみ投入扉 : 7基 扉駆動用油圧装置 : 1組 ごみ投入扉制御盤 : 一式
	ごみクレーン	グラブバケット付天井クレーン バケット形式 : 油圧式フォーク形	2基	吊上げ荷重 : 7.55t バケット容量 : 7.5m ³ 吊上げ電動機 : 75kW×440V 走行電動機 : 2×5.5kW×440V 横行電動機 : 3.7kW×440V	巻上装置 : 2基 横行装置 : 2基 走行装置 : 2基 クレーン制御盤 : 一式
	防臭剤噴霧装置	薬液噴霧型	1基	吸水量 : 6.6～16.4L/min 常用圧力 : 3.5MPa (35kgf/cm ²) 回転数 : 700～1800min ⁻¹ 電動機 : 1.5kW×440V タンク容量 : 1500L	噴霧ポンプ : 2台 薬液タンク : 1基 噴霧ノズル : 3個 噴霧装置制御盤 : 一式
	せん断式粗大ごみ破砕機	往復動式圧縮せん断破砕機 SH-200	1基	処理能力 : 35m ³ /h 処理対象物 : 可燃性粗大ごみ 供給ベツト寸法 巾1,500×高さ1,000×長さ3,150(mm)	ごみ破砕機 : 1基 破砕物コンベヤ : 1基
	せん断式粗大ごみ 破砕機用油圧装置	油圧ユニット	1組	使用圧力 : 23MPa (最大) ポンプ吐出量 : 399.9L/min (6.9MPa) : 94.6L/min (9.8MPa) : 100.5L/min (23MPa) 電動機 : 75kW×440V	油圧装置 : 一式 ごみ破砕機制御盤 : 一式
	窓ガラス清掃装置	型番 : CNHM05-6095-B-43	1基	走行電動機 : 0.4kW×440V ノズル数量 : 22個 噴霧量 : 40L/min	駆動装置 : 1台 噴霧ノズル : 22個
B 燃 焼 設 備	ごみ投入ホッパ	鋼板溶接製	2基	容量 : 34m ³ (幅4.2m×奥行5.3m) 材質 : 主要部 SS400 底板部 高張力鋼 SS400 ⁷ 付取付 底板部 SCH11 (シュート内張り) 背側面 プレキャストブロック (シュート内張り)	ごみ投入ホッパ、シュート ゲート ブリッジ除去装置
	燃焼装置	給じん装置 HN形ブシャー 乾燥、燃焼ストーカ K形階段式ストーカ 後燃焼ストーカ HL形階段式高速燃焼ストーカ	2基	給じん装置 火床寸法 : 2,900×2,200mm 乾燥ストーカ 火床寸法 : 2,900×4,865.5mm (14.11m ²) 燃焼ストーカ 火床寸法 : 2,900×6,107.5mm (17.71m ²) 後燃焼ストーカ 火床寸法 : 2,900×2,850mm (8.27m ²)	給じん装置 乾燥ストーカ 燃焼ストーカ 後燃焼ストーカ
	燃焼装置駆動用油圧装置	油圧ユニット	2基	ポンプ吐出量 : 99L/min 電動機 : 30kW×440V 使用圧力 : 9.8MPa (13.7MPa) タンク容量 : 600L	油圧ポンプ : 4台 油タンク : 2槽
	焼却炉本体	鉄骨支持自立耐震型	2基	炉本体寸法 : 内巾2.9m×高11.5m×長17m 炉容積 : 180m ³ (第1燃焼室) 耐火物耐熱温度 : 1,400℃以上 ケーシング表面温度 : 炉周辺温度+40℃以下	焼却炉 (築炉) 水冷ジャケット 炉本体フレーム及びケーシング
	助燃装置	ロータリー式バーナ	2基	助燃バーナ : 消費量 80～400L/h 早期始動用バーナ : 消費量 80～310L/h 燃 料 : 灯油	炉用助燃バーナ : 2基 助燃バーナ制御盤 : 一式 早期始動用バーナ : 2基 早期始動用バーナ制御盤 : 一式
	炉内水噴霧ノズル ・駆動装置	二流体噴霧式、電動駆動式	4基	噴霧水量 : 1,000L/h 噴霧圧力 : 約0.4MPa 作動ストローク : 710mm 作動速度 : 2.8m/min 電動機 : 0.4kW	ノズル : 4本 駆動装置 : 4基
	灯油ポンプ 灯油タンク	NT-50K型 地下タンク	3台	ポンプ容量 : 2484L/min 吹出圧力 : 5.0kg/cm ² 電動機 : 1.5kW×440v 灯油タンク : 地下タンク 20kL	灯油ポンプ : 3台 灯油タンク : 1基

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
C 燃 焼 ガ ス 冷 却 設 備	ボイラ	自然循環式ボイラ W-1700S型	2缶	最高使用圧力：2.25MPa (23kg/cm ²) 最高使用温度：265℃ 常用使用圧力：1.96MPa (20kg/cm ²) 最大蒸発量：25,000kg/h 蒸気温度：240℃(過熱蒸気) 給水温度：143℃	蒸気ドラム：2台/2缶 水ドラム：4台/2缶 管寄せ：18台/2缶 蒸気ドラム用安全弁：4台/2缶 SH用安全弁：2台/2缶 本体水管、メンブレン：一式
	ボイラダストコンベヤ	スクリーコンベヤ	2台	運搬能力：0.2t/h 運搬距離：約5.6m 電動機：1.5kW×440V	スクリーシャフト
	スートブロー	電動蒸気噴射長拔差形	22台	蒸気圧力：最高1.00MPa (10.2kg/cm ²) 蒸気量：63.6kg/回・台 56.8kg/回・台 ストローク：3,150mm 2,250mm 電動機：0.4kW×440V	スートブロー：22台 スートブロー制御盤：一式
	ボイラ給水ポンプ	電動機直結タービンポンプ MML50/7	4台	吐出量：39m ³ /h (31.7m ³ 含む) 全揚程：2.55MPa 電動機：55kW×440V 運転温度：143℃	
	脱気器	蒸気加圧スプレー型	2基	処理水量：30t/h 最高使用圧力：0.48MPa (4.9kg/cm ²) 常用使用圧力：0.29MPa (3kg/cm ²)	脱気器本体：2基 安全弁：2基
	脱気器給水ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CPC50-26EY	4台	吐出量：45.2m ³ /h (31.7m ³ 含む) 全揚程：1.1MPa 電動機：30kW×440V	
	連続ブロー装置	連続ブロー式	2基	流量：270kg/h 圧力：2.06MPa 温度：216.2℃	連続ブロー装置：2基 ブロータンク：1台 ブロー水ドレンクーラ：1台 連続ブロー装置 導電率計：2台 連続ブロー装置 pH 計：2台
	ボイラ用薬液注入装置	ダイヤフラムポンプ	1基	ボイラ薬液注入ポンプ 最大吐出量1.68L/h ボイラ保衛剤注入ポンプ 最大吐出量21.6L/h	ボイラ薬液注入ポンプ：3台 ボイラ保衛剤注入ポンプ：2台 ボイラ薬液槽：1基 ボイラ保衛剤貯留槽：1基 薬液注入装置制御盤：一式
	高圧蒸気だめ	円筒横置型	2基	最高使用圧力：2.25MPa (23kg/cm ²) 最高使用温度：265℃ 主要寸法：φ608×6320mm(1.6m ³) 主要部厚さ：16.19mm	高圧蒸気だめ：1基
	給熱蒸気だめ	円筒横置型	2基	最高使用圧力：0.68MPa (7kg/cm ²) 最高使用温度：240℃ 主要寸法：φ605×3710mm(0.93m ³) 主要部厚さ：16.19mm	低圧蒸気だめ：1基 安全弁：1個
	復水タンク	ステンレス鋼板製円筒型	2基	材質：SUS304 寸法：φ3,200×3,200mm 容量：25m ³	
	低圧蒸気復水器	強制空冷式	1組	入口蒸気量：35,000kg/h 入口圧力：-73.0kPa 伝熱面積：42,535m ²	起動用エジェクター：1基 抽気用エジェクター：1式 排気復水タンク：1基 排気復水ポンプ：2台 制御盤、インバータ盤：一式
	純水装置	RO式	1組	活性炭ろ過装置 処理量：3.9m ³ /h 89.7m ³ /日 2系統 RO装置 処理量：3m ³ /h 69m ³ /日 2系統	活性炭ろ過装置：2基 RO装置：2基 純水装置制御盤：一式
	純水装置送水ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CAL32-250	3台	吐出量：10m ³ /h 全揚程：0.25MPa 電動機：2.2kW×440V	
	純水タンク	F R P 製角形槽 セキスイFパネルタンク	1槽	タンク寸法：4630×2626×2,504(mm)	
	純水移送ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CAR32-200	2台	吐出量：10m ³ /h 全揚程：1.73kgf/cm ² (0.17MPa) 電動機：1.5kW×440V	

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
D 排 ガ ス 処 理 設 備	減温塔	減温塔本体 水噴射式（円筒型） バージファン MV-BD#3.0 ノズル 2流体噴霧式（保護管付）	4基	減温室蒸発熱負荷 ：62.5MJ/m ³ ・h(高質ごみ) 容積：71m ³ 材質：SS400	減温塔本体：4基 ロータリバルブ：4基 ヒータ：一式 ノズル：12本
	減温塔水噴射ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CPCN32-250	4台	吐出量：7m ³ /h 全揚程：0.86MPa 電動機：11kW×440V	
	ろ過式集じん装置 （バグフィルター）	ろ過式集じん式	2基	設計ガス量：73,000m ³ N/h 常用ガス温度：250℃ ろ布面積：2169m ² ろ布寸法：φ164×6,000mm×702本 ろ布洗浄方式：パルスジェット式	ろ過式集じん装置本体：2基 ろ布：702本/基 ヒータ：一式 温風循環送風機：2台 ろ布洗浄装置：2基 集じん灰排出装置：2台 排出部シール装置：2台 ろ過式集塵装置制御盤：一式
	活性炭吹込み装置	活性炭定量供給装置 供給テーブルフィーダ式 活性炭サイロ 鋼板溶接式	2台	供給量：1.0～8kg/h 電動機：0.4kW×440V 容 量：10m ³	活性炭定量供給装置：2基 活性炭サイロ：1基 活性炭サイロ用集じん装置：1基 エアレーション装置：1基 （ブリッジ除去）
	薬剤噴霧ブロワ	電動機直結ターボ形 MP-BD#5.0	2台	風 量：30m ³ /min 静 圧：9.5kPa 電動機：15kW×440V	
	薬剤吹込み装置	薬剤定量供給装置 供給テーブルフィーダ式 薬剤サイロ 鋼板溶接式	2台	供給量：20～180kg/h 電動機：0.75kW×440V 容 量：83m ³	薬剤定量供給装置：2基 薬剤サイロ：1基 薬剤サイロ用集じん装置：1基 特殊排出装置：1基
	粉砕機	衝撃式破砕機 ACM-5A	2台	電動機：3.7kW×440V(粉砕) ：0.75kW×440V(分級)	粉砕機・分級機：2基 エリゲンゲリコール供給装置：1基
E 給 排 水 設 備	プラント水高置水槽	F R P 製タンク Nパネルタンク	1槽	タンク寸法：2,500×4,000×2,500(mm)	
	生活用水高置水槽	F R P 製タンク Nパネルタンク	1槽	タンク寸法：1,500×2,000×2,000(mm)	
	再利用水高置水槽	F R P 製タンク ケミストロンタンク（Bタイプ）	1槽	タンク寸法：1,400φ×1,300(mm)	
	プラント水受水槽	鉄筋コンクリート製角形槽	1槽	鉄筋コンクリート	
	生活用水受水槽	F R P 製タンク Nパネルタンク	1槽	タンク寸法：2,000×3,000×3,000(mm)	
	ボイラ水受水槽	鉄筋コンクリート製角形槽	1槽	鉄筋コンクリート	
	プラント水揚水ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CAL125-240	2台	吐出量：210m ³ /h 全揚程：34m 電動機：30kW×440V	

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
E 給排水設備	生活水揚水ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CAL32-160	2台	吐出量：6m ³ /h 全揚程：0.39MPa 電動機：2.2kW×440V	
	機器冷却塔循環ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CAL125-315	2台	吐出量：176m ³ /h 全揚程：50m 電動機：37kW×440V	
	屋内、屋外消火栓ポンプ	消火ポンプユニット	1台	屋内消火栓ポンプ：NKP-KB-MKF804-615 吐出量：600L/min 全揚程：75m 電動機：15kW ×400V 屋外消火栓ポンプ：NKP-KB-MKF803-615 吐出量：800L/min 全揚程：65m 電動機：15kW ×400V	屋内消火栓ポンプ：1台 屋外消火栓ポンプ：1台
	機器冷却塔	強制通風式 HT-213ME-Ri (特)	1組	冷却能力：820,000kcal/h 循環水量：164m ³ /h 塔体寸法：2,340(巾)×3,440(奥行)mm 塔 高：2,130mm	
	洗浄水ポンプ (プラント水用) 洗浄水ポンプ (再利用水用)	電動機直結渦巻ポンプ CAL40-250	各1台	吐出量：10m ³ /h 全揚程：30.6m 電動機：3.7kW×440V	洗浄水ポンプ(プラント水用)：1台 洗浄水ポンプ(再利用水用)：1台
	工水送水ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CER65-250	2台	吐出量：27m ³ /h 全揚程：30m 電動機：5.5kW×440V	
	灰出場排水ポンプ	水中ポンプ 40PUA2.15S-64	2台	吐出量：0.08m ³ /h 全揚程：4m 電動機：0.15kW×440V	
	工水処理装置	複層ろ過式	2系列	処理量：13.3m ³ /h (305m ³ /日) アンスラサイト380L, 砂380L	ろ過装置：2基 PAC薬注タンク：1基 NaOCL薬注タンク：1基 pH調整剤薬注タンク：1基 PAC薬注ポンプ：2基 NaOCL薬注ポンプ：2基 pH調整剤薬注ポンプ：2基 工水処理装置制御盤：一式
	ろ過装置逆洗ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CAL40-125	2台	吐出量：23.8m ³ /h 全揚程：0.16MPa 電動機：2.2kW×440V	
	ろ過装置逆洗排水ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CAL32-200	2台	吐出量：2.4m ³ /h 全揚程：0.16MPa 電動機：0.75kW×440V	
	ろ過装置逆洗水槽	F R P 製角形槽 セキスイFパネルタンク	1基	タンク寸法：3,128×3,126×3,004(mm)	
	機器冷却水薬液注入装置	ダイヤフラム式定量ポンプ	1組	吐出量：30ml/min 吐出圧力：最大0.7MPa 電動機：15W×AC100～240V	機器冷却水薬液貯留槽：1基 機器冷却水薬液注入ポンプ：2基 薬液注入装置制御盤：一式
	炉内水噴霧ポンプ	立形多段うず巻インラインポンプ	3台	吐出量：0.057m ³ /h 全揚程：75m 電動機：4.0kW×440V	
	ろ過処理水槽	鉄筋コンクリート製角形槽	1槽	鉄筋コンクリート製	

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
F 排水 処理 設備	ごみピット排水処理装置 (2系統)	鉄筋コンクリート製角形槽		水 槽 : 鉄筋コンクリート製	ごみ汚水ピット : 1槽
		水中ポンプ		ごみ汚水移送ポンプ : 0.15m ³ /min	ごみ汚水移送ポンプ : 2台
		自動ストレーナ			ごみ汚水ろ過器 : 1基
		円筒型FRP製タンク		ろ液貯留槽 : 1m ³	ろ液貯留槽 : 1槽
		二流体ノズル			ろ液噴霧器 : 2組
					汚水噴霧制御盤 : 1台
	プラント排水処理装置 (1系統)	鉄筋コンクリート製角形槽			洗車排水槽 : 1槽
		自動細目スクリーン		スクリーン : 35m ³ /h	スクリーン : 1式
		水中ポンプ		洗車排水ポンプ : 0.1m ³ /min	洗車排水ポンプ : 2台
		鉄筋コンクリート製角形槽			純水排水槽 : 1槽
		自給式ポンプ		純水排水ポンプ : 2m ³ /h	純水排水ポンプ : 2台
		鉄筋コンクリート製角形槽			灰ピット用沈殿槽 : 1槽
		鉄筋コンクリート製角形槽			灰汚水槽 : 1槽
		水中ポンプ		灰汚水ポンプ : 0.3m ³ /min	灰汚水ポンプ : 2台
		ウェッジ・ワイヤー式			スクリーン : 1台
		鉄筋コンクリート製角形槽			原水槽 : 1槽
		水中ポンプ		汚水送水ポンプ : 0.15m ³ /min	汚水送水ポンプ : 2台
		角形FRP			分配計量槽 : 1槽
		3槽式鉄筋コンクリート製角形槽			薬品混合槽 : 1槽
		鉄筋コンクリート製角形槽			凝集沈殿槽 : 1組
		エアリフト式			No.1排泥ポンプ : 1台
					(凝集沈殿槽)
		鉄筋コンクリート製角形槽			沈殿槽 : 1組
		エアリフト式			No.2排泥ポンプ : 1台
					(沈殿槽)
		接触酸化槽			散気管 : 2基
		鉄筋コンクリート製角形槽			ろ過器送水槽 : 1槽
		自給式ポンプ		ろ過器送水ポンプ : 10m ³ /h	ろ過器送水ポンプ : 2台
		連続移動床式砂ろ過		ろ過器 : 処理量6m ³ /h、ろ過面積1m ²	ろ過器 : 1台
		自動アンローダ式		最高圧力 : 14kgf/cm ²	ろ過器用コンプレッサー : 2台
		鉄筋コンクリート製角形槽			ろ過処理水槽 : 1槽
		自給式ポンプ		活性炭吸着塔送水ポンプ : 9m ³ /h	活性炭吸着塔送水ポンプ : 2台
		円筒立型			活性炭吸着塔 : 1塔
		鉄筋コンクリート製角形槽			活性炭吸着塔処理水槽 : 1槽
		自給式ポンプ		逆洗ポンプ : 48m ³ /h	逆洗ポンプ : 2台
		自給式ポンプ		再利用水ポンプ : 0.09m ³ /min	再利用水ポンプ : 2台
		鉄筋コンクリート製角形槽			放流槽 : 1槽
		自給式ポンプ		放流ポンプ : 9m ³ /h	放流ポンプ : 2台
		排水処理設備制御盤			制御盤 : 一式
	汚泥処理設備 (1系統)	鉄筋コンクリート製角形槽		水槽 : 鉄筋コンクリート製	汚泥貯留槽 : 1槽
		渦巻ポンプ			上澄引抜ポンプ : 1台
		スネークポンプ			汚泥供給ポンプ : 1台
	薬品注入設備 (1系統)	円筒横形 (FRP)		PAC貯槽 : 4m ³	PAC貯槽 : 1槽
		ダイヤフラムポンプ		PAC注入ポンプ : 330mL/min	PAC注入ポンプ : 2台
		円筒横形 (FRP)		苛性ソーダ貯槽 : 5.5m ³	苛性ソーダ貯槽 : 1槽
		ダイヤフラムポンプ		苛性ソーダ注入ポンプ : 330mL/min	苛性ソーダ注入ポンプ : 2台
		角形 (FRP)		苛性ソーダ薬注ヘッドタンク : 50L	苛性ソーダ薬注ヘッドタンク : 1槽
		円筒横形 (FRP)		硫酸貯槽 : 4m ³	硫酸貯槽 : 1槽
		円筒たて形 (FRP)		硫酸溶解槽 : 1m ³	硫酸溶解槽 : 1槽
		ダイヤフラムポンプ		硫酸注入ポンプ : 330mL/min	硫酸注入ポンプ : 2台
		角形 (FRP)		硫酸薬注ヘッドタンク : 50L	硫酸薬注ヘッドタンク : 1槽
		円筒たて形 (FRP)		凝集助剤溶解槽 : 1m ³	凝集助剤溶解槽 : 1槽
		ダイヤフラムポンプ		凝集助剤注入ポンプ : 1200mL/min	凝集助剤注入ポンプ : 2台
		ダイヤフラムポンプ		サンプリングポンプ : 22L/min	サンプリングポンプ : 1台
	雑設備 (1系統)	シロッコファン		排気ファン : シロッコファン	排気ファン : 1台
		ロータリー形		攪拌ブロワ : ロータリー形	攪拌ブロワ : 2台
		ロータリー形		灰汚水槽攪拌ブロワ : ロータリー形	灰汚水槽攪拌ブロワ : 1台
		多管式		散気装置 : 多管式	散気装置 : 7基

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
G 余熱 利用 設備	蒸気タービン	6段落衝動減速式復水タービン	1基	出 力 : 4,300kW 回転数 : 6,996rpm 流入蒸気 : 1.81MPa 温度237℃ 真空度 : -71 k Pa	蒸気タービン本体 調速装置 保安装置 制御装置 (タービン起動盤)
	減速装置	1段減速シングルヘリカル	1台	変速比 : 1/3.887 出力軸 : 1,800rpm 入力軸 : 6,996rpm	減速装置本体 ターニング装置
	潤滑装置	強制潤滑方式	1組	主油ポンプ 容 量 : 25m ³ /h 吐出圧力 : 800 k PaG 補助油ポンプ 容 量 : 25m ³ /h 吐出圧力 : 800 k PaG 非常用油ポンプ 容 量 : 6m ³ /h 吐出圧力 : 150 k PaG 油タンク 容 量 : 1,500L	主油ポンプ : 1台 補助油ポンプ : 1台 非常用油ポンプ : 1台 油冷却器 : 1基 潤滑油油こし器 : 1台 制御油油こし器 : 1台 油タンク : 1基 油圧調整弁 (潤滑油用) : 1台 主油タンクベントファン : 1台 油冷却器 : 1台 温調弁 : 1台
	シーリング蒸気圧力 制御装置	指示調節計 調節弁	1基	空気式指示調節計 ダイヤフラム式調節弁 1.8MPaG×237℃×100kg/h	空気式指示調節計 : 1基 ダイヤフラム式調節弁 : 1台
	タービン排気ドレン 回収装置	エゼクター式	1基	入口ドレン圧力 : Max0.1MPaG 120℃ ドレン回収ポンプ : 300L/min、30m 電動機 : 3.7kW×440V ドレン回収タンク : 600L	エゼクターユニット : 2台 ドレン回収ポンプ : 2台 ドレン回収タンク : 1基 ドレン回収装置制御盤 : 一式
	タービン排気管・ ホットウェルタンク タービン排気遮断弁		1基	タービン排気管・ホットウェルタンク 口径 : 800A、900A 材質 : STPY400、SS400 タービン排気遮断弁 : バタフライバルブ	タービン排気管 : 一式 ホットウェルタンク : 1基 タービン排気遮断弁 : 1基
	ドレンセパレータ	遠心力分離式	1基	内容積 : 0.28m ³ 設計圧力 : 23kg/cm ² 設計温度 : 265℃ 材 質 : SB42 ストレーナー : 40メッシュ (SUS304) 金 網 : 3メッシュ (SUS304)	
	ドレンタンク	円筒横置式	1基	寸法 : 700mmφ×1,000mmH 材質 : SS41	
	タービンドレンポンプ	電動機直結渦巻ポンプ ETA32-20	1台	吐出量 : 6m ³ /h 全揚程 : 15m 電動機 : 0.75kW×440V	
	タービンバイパス 減温減圧器	減圧減温式	1式	入口蒸気 : 23kg/cm ² G 265℃ 出口蒸気 : 1.02kg/cm ² G 140℃	減温器 : 2基 補助蒸気減圧弁 : 1台 注水制御弁 : 1台
	発電機	全閉内冷形円筒回転界磁式 三相交流同期発電機	1台	出 力 : 4,778kVA 力 率 : 90% 回転数 : 1,800rpm 電 流 : 418A	発電機 : 1基 発電機変成器盤 : 一式 発電機遮断器盤 : 一式
	場内余熱利用設備	熱交換器内蔵型	1式	温水タンク タンク容量 : 5m ³ 交換熱量 : 80,000Kcal/h	温水タンク : 1台 給湯用温水循環ポンプ : 2台
	発電機室クレーン	ホイスト式天井クレーン 床上押和操作	1基	吊上荷重 : 5.1t 巻上電動機 : 7kW ×0.7kW 走行電動機 : 0.42kW×2×440V 横行電動機 : 0.21kW ×440V	

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
H 通 風 設 備	押込送風機	電動機直結ターボ形 MVC-BD#7.0	2台	風 量：830m ³ /min 静 圧：-0.10, +3.30kPa 回転数：1,780rpm 電動機：90kW×440V	
	二次燃焼用送風機	電動機直結ターボ形 MVX-BD#6.5	2台	風 量：445m ³ /min 静 圧：-0.098, +5.194kPa 回転数：1,780rpm 電動機：75kW×440V	
	蒸気式空気予熱器	ペアチューブ式	2基	最高使用圧力 過熱蒸気側2.26MPa 空気側4.41kPa 最高使用温度 過熱蒸気側265MPa 空気側225℃ 伝熱面積228.4m ²	
	風道	溶接鋼板製	1式	材質：SS400 肉厚：3.2mm以上	風道 風道用ダンパ 伸縮継手
	煙道	溶接鋼板製	1式	材質：SS400 肉厚：4.5mm以上	煙道 煙道用ダンパ 伸縮継手
	誘引送風機	ターボファン MVX-ADB#12.5	2台	風 量：1,950m ³ /min 静 圧：5.2kPa (530mmAq) 回転数：1,190rpm 電動機：320kW×6600V	誘引送風機変圧器盤：一式 誘引送風機インバータ盤：一式 誘引送風機自動制御盤：一式
	煙突	内筒鋼板製 2筒集合式	1組	高さ：筒身59m 外筒 57.5m 内径：1.9m 材質：S-TEN相当品	
I 灰 出 し 設 備	灰押出装置	油圧押出往復動方式 AD-14	2基	プッシャー寸法：1,395mm(巾)×300mm(H) ストローク：770mm 排出能力：3t/h	
	灰押出油圧装置	油圧ユニット	2基	ポンプ吐出量：32L/min×2台 電動機：11kW×4P×2台 使用圧力：9.8MPa タンク容量：300L	
	火格子落下灰搬送装置	湿式フライトコンベヤ	2基	運搬能力：600kg/h コンベヤ速度：1.0m/min 電動機：0.4kW×440V	
	No.1集じん灰搬送 コンベヤ	フローコンベヤ DD12-Ⅰ型スネコン	2基	運搬能力：1.2t/h (4m ³ /h) コンベヤ速度：6.2m/min 電動機：0.4kW×440V ヒータ容量：2.6kW(2.8kW) ※()は2号	コンベヤ本体 コンベヤヒータ
	No.2集じん灰搬送 コンベヤ	フローコンベヤ DD12-Ⅰ型スネコン	2基	運搬能力：1.2t/h (4m ³ /h) コンベヤ速度：6.2m/min 電動機：0.75kW(0.4kW)×440V ※()は2号 ヒータ容量：9.2kW(3.4kW) ※()は2号	コンベヤ本体 コンベヤヒータ
	集じん灰処理装置	二軸強制混練形	2基	能 力：0.9t/h 電動機：37kW×440V	混練成形機：2台 ダスト分配コンベヤ：2台 クッションタンク：2基 ダスト定量供給機：2台 ダスト供給コンベヤ：2台 空気圧縮機：1基 集じん灰処理装置制御盤：一式
	重金属処理装置	ダイヤフラムポンプ	2基	重金属処理薬剤注入ポンプ 吐出量：0.34L/min 電動機：0.2kW×440V 重金属処理添加水注入ポンプ 吐出量：7.5(最大12.0)L/min 電動機：0.75kW×440V	重金属処理薬剤貯槽：1槽 重金属処理薬剤注入ポンプ：2台 重金属処理添加水貯槽：1槽 重金属処理添加水注入ポンプ：2台
	養生コンベヤ	ベルトコンベヤ	1基	運搬能力：1.2t/h コンベヤ速度：2m/min 電動機：1.5kW×440V	
	局所集じん装置	局所集じん用送風機 ターボファン 局所集じん用バグフィルタ エアフィルタ式	1基	風 量：180m ³ /min 回転数：2,250rpm 電動機：15kW×440V	局所集じん用送風機 局所集じん用バグフィルタ

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
I 灰 出 し 設 備	灰クレーン	天井走行クレーン 油圧式クラムシェル式	1基	吊上げ荷重 : 5.7 t バケット容量 : 2m ³ (閉切り) 巻上電動機 : 45kW×440V (支持) : 11kW×440V (開閉) 走行電動機 : 2.2kW×2×440V 横行電動機 : 0.75kW×440V	巻上装置 : 2基 横行装置 : 2基 走行装置 : 2基 クレーン制御盤 : 一式
	ボイラダストシュート用 二重ダンパ	電動式二重ダンパ HDD200-2 O O 型	1基	本 体 : SS400 ダンパ : SUS304 ホッパ : SS400 電動機 : 0.4kW×440V	
J 電 気 設 備	特高盤	屋内式 30-TV B-M型 特高キュービクル	1式	3φ 3W 33kV 60Hz DS 36kV 600A	特高受電盤 : 1面 PCT盤 : 1面 GPT・LA盤 : 1面 TR接続盤 : 1面
	特高変圧器	屋内式 SDT-S/5691B	1式	油入自冷式 屋内用 内鉄形 CR形 3φ 60Hz 4000kVA	
	高圧盤	屋内式単位閉鎖盤 屋内式単位閉鎖盤 屋内式単位閉鎖盤 屋内式単位閉鎖盤 屋内式単位閉鎖盤 屋内自立垂直閉鎖盤 屋内式自立垂直開放盤	1式	屋内鋼板製	高圧引込盤 : 1面 高圧受電盤 : 1面 TG断路器盤 : 1面 高圧饋電盤 : 5面 高圧動力盤(誘引送風機盤) : 2面 コンデンサ盤 : 5面 電力監視盤 : 1面
	高圧変圧器	屋内用油入自冷室素封入式 屋内用油入自冷式 屋内用油入自冷式	1式	プラント動力用 油入自冷式 3φ 6600V/440V	プラント動力用変圧器 : 1台 建築動力用変圧器 : 1台 照明用変圧器 : 1台
	低圧主幹盤	屋内閉鎖配電盤	1式	屋内鋼板製	400V動力主幹盤 : 1面 建築動力主幹盤 : 1面 照明用主幹盤 : 1面 400V動力分岐盤 : 2面 非常用電源切替盤 : 1面 非常用電源分岐盤 : 1面
	低圧動力盤	屋内閉鎖配電盤	1式	屋内鋼板製	炉用動力盤 : 4面 共通動力盤 : 4面 非常用動力盤 : 2面 有害ガス除去装置盤 : 1面 建築動力盤 : 3面 排水処理動力盤 : 1面 排水処理計器盤 : 1面
	無停電電源装置	直交変換静止形IGBTインバータ方式	1式	No.1 UPS 12kVA No.2 UPS 12kVA	
	直流電源装置	浮動充電方式全自動式	1式	150Ah/10Hr	充電器盤 蓄電池
	非常用発電設備	4サイクル水冷直列直接噴射式 開放保護回転界磁突極形	1式	発電機 500kVA 440V 656A 60Hz 1800min-1 発電機用エンジン 536kW 1800min-1	原動機 発電機 非常用発電機盤
	自動燃焼装置	TCC-3300Y型	2炉分	—	
K 計 装 設 備	燃え切り点検出装置	—	2炉分	—	カメラ切替器 カラーデコーダ カラーモニタ 色画像抽出装置 D/A変換ボックス
	マイクロ波式 レベルスイッチ	マイクロ波式	1式	使用電波 : マイクロ波電波形式A2N (周波数24.2GHz) 発振出力 : 10mW 100mW 設定距離 : 5m以下 最大到達距離 50m	

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
K 計 装 設 備	多孔式ピトー管	形式：TAG no.F2114	1式	φ17.3mm×660mm 4孔 ルーズ式 SUS304	
	マイクロ波式レベル計	形式：LLC-75	1式	供給電源：16～36VDC（二線式） アナログ出力信号：4～20mADC	
	電動式ON-OFF弁・電磁弁	形式：VKD 形式：KBI	1式	電磁弁：流体 水・空気 ：圧力 0～10kg/cm2 温度5～60℃	
	モータスキャン装置	—	1式	—	
	ITV設備	形式：TC-1140 TC-4010 VC8611	1式	カメラ モニタ 分配器	
	N0x-S0x-C0-CO2-02計	形式：ENDA-5800	2組	再現性：フルスケールの±0.5% 出 力：DC4～20mA	
	HCL-02計	形式：HL-36N	2組	双イオン電極連続分析法 測定範囲：0～500ppm O2 : 0～25%	
	ばいじん濃度計	形式：HD-37	2組	測定範囲：0～10mg/m ³ N 出 力：DC4～20mA	
	発信器	形式：NQI式	1式	測定範囲：0～300 0～500 0～700 ：0～1000 0～1500 0～2000 ：0～2500 0～3000 使用圧力：-100kPa～ -40～250℃	
	圧カスイッチ	形式：DSTJ3000Ace Jm11-233	1式	大きさ : 150φ 指示精度：±1.5% 設定精度：±3.0% ：接点精度：1%FS 周囲温度：-5～40℃	
	ピトー管用発信器	形式：JTD910A-1E1B2-X2BX1-A2T1	1式	測定範囲 : 0.1～2 k Pa レンジ設定範囲：-1～1 k Pa 周囲温度範囲 : -15～65℃	
	オリフィス式流量計	形式：JTD920A-1E1B2-X2BX1-A2T1	1式	測定範囲 : 0.75～100 k Pa レンジ設定範囲：-100～100. k Pa 周囲温度範囲 : -15～65℃	
	タービン式流量計 容量式流量計	形式：EFDW、EKDS、EKDL	1式	たて型軸流羽車ウォルトマン式	
	K熱電対	形式：K型	1式	タイプ1 保護管材質：SUH446 ：長さ700mm タイプ2 保護管材質：SUS310S ：長さ800mm 650mm	
	空気圧式調節弁	形式：HLS	1式	主要材質 本 体 : FC200 ハンドルレバー : SS400 シャフト : S20C	
	空気圧式ON-OFF弁	形式：HTS	1式	主要材質 本 体 : FC200 ハンドルレバー : SS400 シャフト : S20C	
	DCS (分散型制御システム)	—	2炉分	中央操作盤に含む	
	データ処理設備	—	1式	中央操作盤に含む	
	測温抵抗体	スマート温度発信器 RBW、R96N/TW20A	1式	エレメント種類：Pt100	
	電極式レベルスイッチ	FE22-4、CE55-5、CE55-3	1式	電極棒 : SUS316 ウェイト：PVC（内部SS）	

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
K 計 装 設 備	電磁流量計	MagneW3000 FLEX 一般形	1式	電極材料：SUS316L	
	風向風速計	発信機：N363D 変換機：WU-230MS	1式	発信機 風向：尾翼/直流セルシン式 風速：プロベラ/交流発電式 測定範囲：(風向) 全方位 ：(風速) 2～60m/s	
	フリクト式 レベルスイッチ	FQ88T-3、FQ88T-6	1式	フロート材料：ABS	
	リード式レベルスイッチ	FR20S-2P	1式	フロート材料：SUS304、SUS316	
	回転羽根式 レベルスイッチ	RB21FLT	1式	BFホッパ 接粉部材質：SUS304 ：C3604BD (ニッケルメッキ) FPM/FKM、PTFE	
	排水処理計器関係	ー	1式	指示警報計、指示計 デジタル指示調節計、デジタル関数変換機 リモートシール差圧発信器、DO計、ph計	
L 破 砕 設 備	粗大ごみクレーン	形 式：天井走行クレーン バケット形式：ワイヤロープ 開閉式	1基	吊上げ荷重：4.17 t バケット容量：3.75m ³ (閉切り) 巻上電動機：30kW×440V (支持) ：30kW×440V (開閉) 走行電動機：2.2kW×440V 横行電動機：1.5kW×440V	
	ダンピングボックス	形式：鋼板製油圧押し式	1台	ホッパ寸法：幅2,900×長さ4,750×高さ600mm 容量：約7m ³ 電動機：5.5kW×440V シリンダー：φ180×φ125×2,000×1本	ダンピングボックス本体 ダンピングボックス用油圧装置
	受入供給コンベヤ	形式：ホッパ付傾斜エプロンコンベ	1台	運搬能力：15t/h 機長：13,500mm 揚程：4,150mm 電動機：7.5kW×440V	
	破砕物コンベヤ	形式：水平ベルトコンベヤ	1台	運搬能力：6t/h 運搬速度：50m/min 機長：3,700mm 電動機：2.2kW×440V	
	破砕機	形式：ハンマクラッシュ式 CH10/1500	1台	ロータ径×巾：φ1,500×1,500mm 周速：約55m/s 電動機：350kW×6,600V	破砕機本体 電動機
	破砕機供給装置	形式：キャタピラ型フィーダ	1台	寸法：巾1,480×2,140mm エプロン速度：7.5～0.75m/min 電動機：15kW×440V	
	排出装置	形式：振動コンベヤ MVCB-1200-5.5	1台	電動機：3.7kW×440V	
	No.1搬送コンベヤ	形式：ベルトコンベヤ	1台	搬送量：15t/h 機長：24,518mm 揚程：10,300mm 電動機：5.5kW×440V	
	No.2搬送コンベヤ	形式：ベルトコンベヤ	1台	搬送量：15t/h 機長：14,068mm 揚程：5,000mm 電動機：3.7kW×440V	
	No.3搬送コンベヤ	形式：ベルトコンベヤ	1台	搬送量：12t/h 機長：14,743mm 揚程：8,050mm 電動機：5.5kW×440V	
	分別装置	形式：傾斜型トロンメル	1台	寸法：φ1,500×4,800mm ふるい目：ベンチング孔 約30φ 電動機：2.2kW×440V	
	磁選機	形式：電磁式吊下げ形ベルト式 SMBC-8090HA	1台	電動機：2.2kW×440V	
	風力選別装置	形式：吹込み式 FBL-2000A	1基	風量：30m ³ /min 静圧：3kPa (315mmAq) 回転数：2,920rpm 電動機：3.7kW×440V	風力選別装置本体：1基 風力選別装置送風機：1台

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

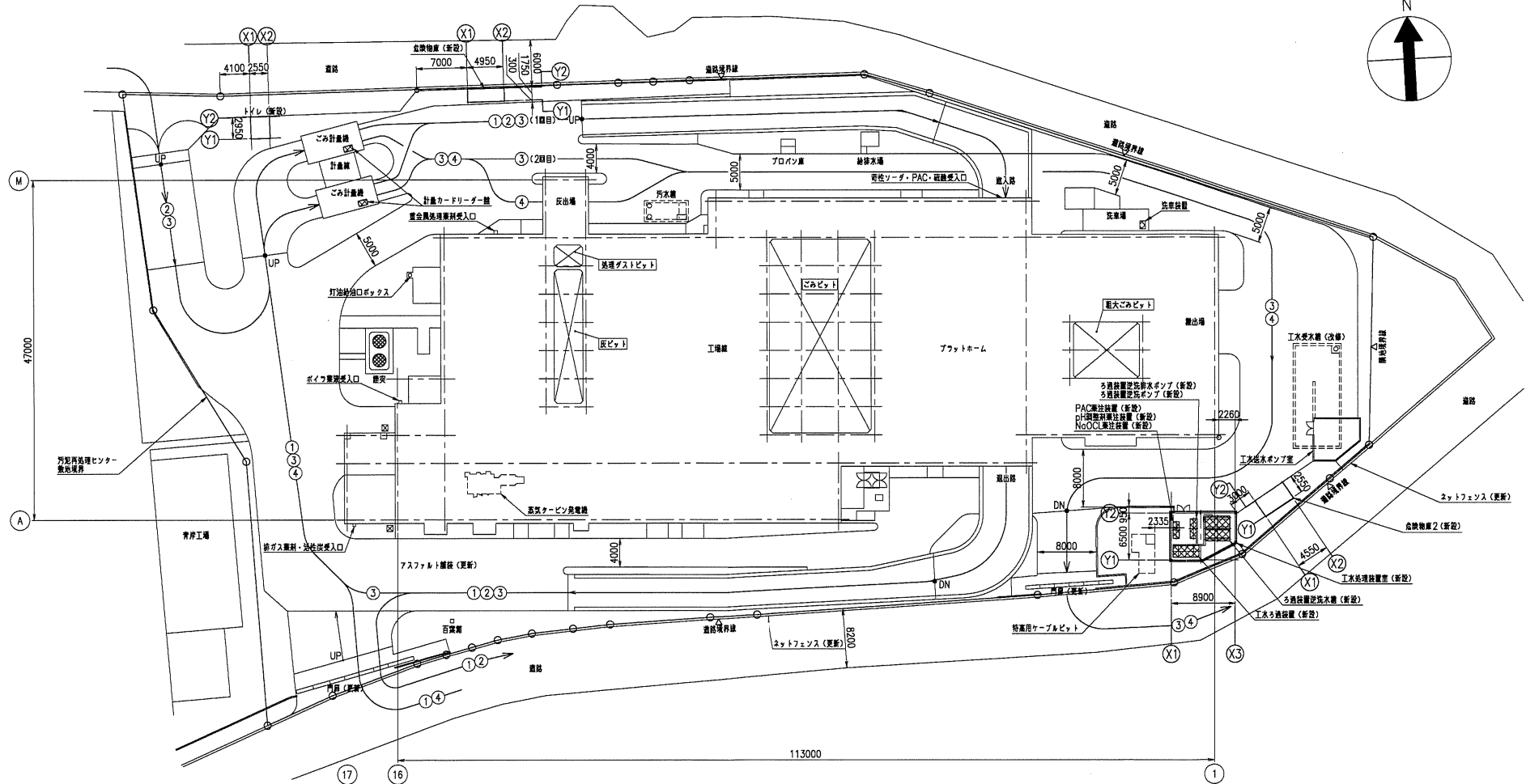
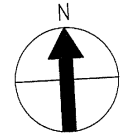
設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
L 破 砕 設 備	No. 1可燃物搬送コンベヤ	形式：ベルトコンベヤ	1台	搬送量：7.5t/h 機長：3,850mm 電動機：3.7kW×440V	
	No. 2可燃物搬送コンベヤ	形式：ベルトコンベヤ	1台	搬送量：7.5t/h 機長：16,839mm 揚程：5,250mm 電動機：3.7kW×440V	
	No. 3可燃物搬送コンベヤ	形式：ベルトコンベヤ	1台	搬送量：7.5t/h 機長：19,375mm 揚程：3,250mm 電動機：3.7kW×440V	計量装置
	No. 4可燃物搬送コンベヤ	形式：ベルトコンベヤ	1台	搬送量：7.5t/h 機長：29,252mm 電動機：5.5kW×440V	
	ダストコンベヤ	形式：ベルトコンベヤ	1台	搬送量：1t/h 機長：14,052mm 揚程：4,230mm 電動機：2.2kW×440V	
	磁性物搬送コンベヤ	形式：ベルトコンベヤ	1台	搬送量：3t/h 機長：16,406mm 揚程：6,050mm 電動機：3.7kW×440V	
	不燃物バンカ 磁性物バンカ	形式：鉄骨鋼板角型	1台 1台	ホッパ 容量：20m ³ ホッパ 寸法：2,800×3,200×2,700mm ポンプ吐出量：20L/min 使用圧力：13.7MPa	バンカ本体 油圧装置
	No. 1バグフィルタ	形式：バグフィルタ	1台	ろ過面積：160m ² 処理量：500m ³ /min ろ布材質：パイレン 電動機：0.4kW×440V	バグフィルタ本体 二重ダンパ
	No. 2バグフィルタ	形式：バグフィルタ	1台	ろ過面積：115m ² 処理量：350m ³ /min ろ布材質：パイレン 電動機：0.4kW×440V	バグフィルタ本体 二重ダンパ
	サイクロン	形式：サイクロン式	1台	処理量：350m ³ /min サイクロン径：2,000φ 電動機：0.75kW×440V	サイクロン本体 二重ダンパ
	No. 1排風機	形式：ターボファン	1台	電動機：37kW×440V	
	No. 2排風機	形式：ターボファン	1台	電動機：45kW×440V	
	破砕機用送風機	形式：ターボファン	1台	電動機：11kW×440V	
	破砕設備送水ポンプ	形式：電動機直結渦巻ポンプ ETA50-33/2	1台	吐出量：18m ³ /h 全揚程：50m 電動機：5.5kW×440V	
	粗大ごみビット 排水ポンプ	形式：水中ポンプ TOS-15BE-13	1台	吐出量：0.1m ³ /h 全揚程：15m 電動機：1.5kW×440V	
	破砕機室床排水ポンプ	形式：水中ポンプ 15-BE-13-A	1台	吐出量：0.1m ³ /h 全揚程：15m 電動機：1.5kW×440V	

和歌山市青岸エネルギーセンター主要設備・機器リスト

 対象外

設備・機器名称		型番・形式	数量	仕 様	機器構成
M 雑 設 備	真空掃除装置	集じん形式：乾式ろ過 払い落とし方式：パルスジェット式	1基	処理風量 : 16.2m ³ /min フィルター材質：ポリエステル ろ過面積 : 9m ²	
	補助温水ボイラ	真空式温水ボイラ KSAN-100WL	1基	缶体出力 : 100,000Kcal/h 流 量 : 1.66t/h 熱交換器材質：SUS444 燃 料 : 灯油	補助温水ボイラ：1基 燃料タンク : 1槽
	汚物焼却炉	パッチ式固定火格子炉	1式	能 力 : 190kg/h 焼却炉床面積 2,080×1,100mm (2.3m ²) 焼却炉容積 2,080×1,100×1,230.5mm (2.8m ³) 一次バーナ：MAX 42L/h (灯油) 二次バーナ：MAX 26L/h (灯油) 三次バーナ：11～27L/h (灯油) 噴霧ポンプ：80L/h (灯油) 押込送風機：45m ³ /m×180mmAg、3.7kW 誘引排風機：205m ³ ×75mmAg 11kW 灯油サービスタンク：220L	焼却炉本体 : 1基 バーナ : 3基 噴霧ポンプ : 1台 押込送風機 : 1台 誘引排風機 : 1台 エアーコンプレッサー : 1台 灯油サービスタンク : 1基 汚物焼却炉制御盤 : 一式 煙道 : 一式
	汚物焼却設備 床排水ポンプ	形式：水中ポンプ 8-BEH-13-A	1台	吐出量：0.1m ³ /h 全揚程：10m 電動機：0.75kW×440V	
	計装空気圧縮機	インバーター搭載型	2台	吐出圧力：0.70MPa 吐出量 : 3.4m ³ /min 電動機 : 30kW	
	脱湿装置	減圧再生方式	1基	入口空気量 : 3.4m ³ /min 出口空気量 : 2.7m ³ /min 再生空気量 : 0.7m ³ /min 入口空気圧力、温度 : 0.69MPa、50℃ 吸着・再生サイクル : 4分 (2分切換)	
	プラント用空気圧縮機	水冷式スクリー圧縮機 OSP-75VWRN	4台	吐出圧力：0.45～0.85MPa 吐出量 : 13.2m ³ /min 電動機 : 75kW×440V	
	放水銃	自動、遠隔手動電動式	1基	放水量：550L/min 水 圧：0.5MPa 駆動電動機 左右旋回 : 100W×440V ノズル上下 : 100W×440V 振出格納 : 100W×440V	
	ごみビット火災監視装置	赤外線カメラ ET-1155	1基	検出波長 8～14μm	
	放水銃ポンプ	電動機直結渦巻ポンプ CPCN65-250	1台	吐出量：39m ³ /h 全揚程：0.91MPa 電動機：30kW×440V	放水銃制御盤 : 一式
	洗車装置	高圧洗浄機	1基	三連ブランジャーポンプ24L/min×4MPa 電動機 : 2.2kW×200V 水タンク : 80L 洗剤タンク：38L	
	雑用空気槽	円筒型	1基	最高使用圧力：8.0kg/cm ² 内容積 : 4.0m ³	
	計装用空気槽	円筒型	1基	最高使用圧力：9.5kg/cm ² 内容積 : 1.24m ³	

紀ノ川



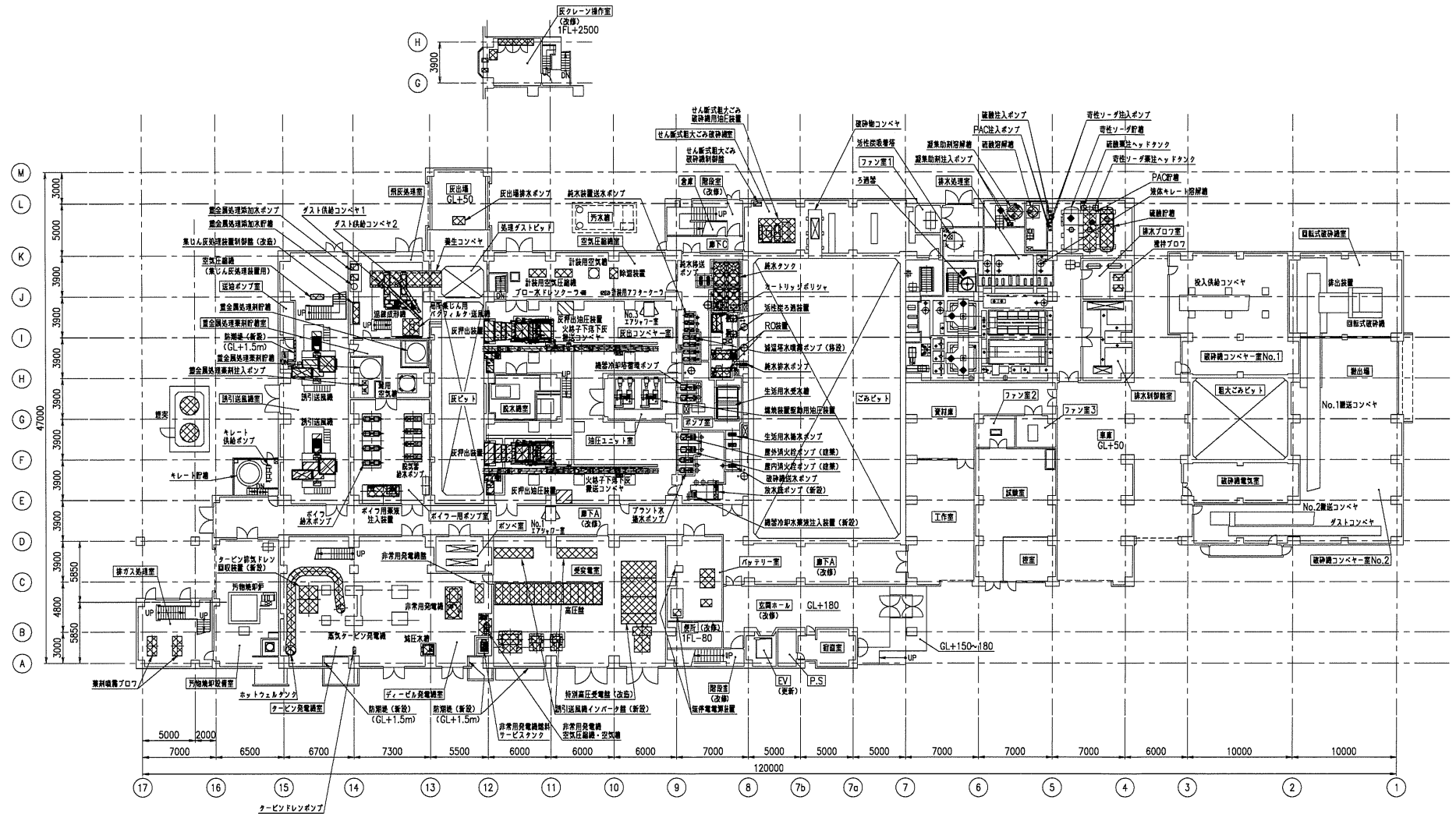
- 凡例
- ① 一般輸入車
 - ② 一般乗用車 (1階計画)
 - ③ 一般乗用車 (2階計画)
 - ④ 乗客用車

注. 1. 図中 ① は、1号野新設・移設・更新工事を示す。
2. 図中 ② は、2号野新設・移設・更新工事を示す。
3. 図中 ③ は、共通設備新設・移設・更新工事を示す。

発注者	客先名	和歌山市 役	
調査	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事	
調査	形式	PKKS-2900M 200t/24t×2機	WBS No. 030296
設計	名称	全体平面配置図	
作成	尺度	1/300	図面番号 DR-252038
日付			



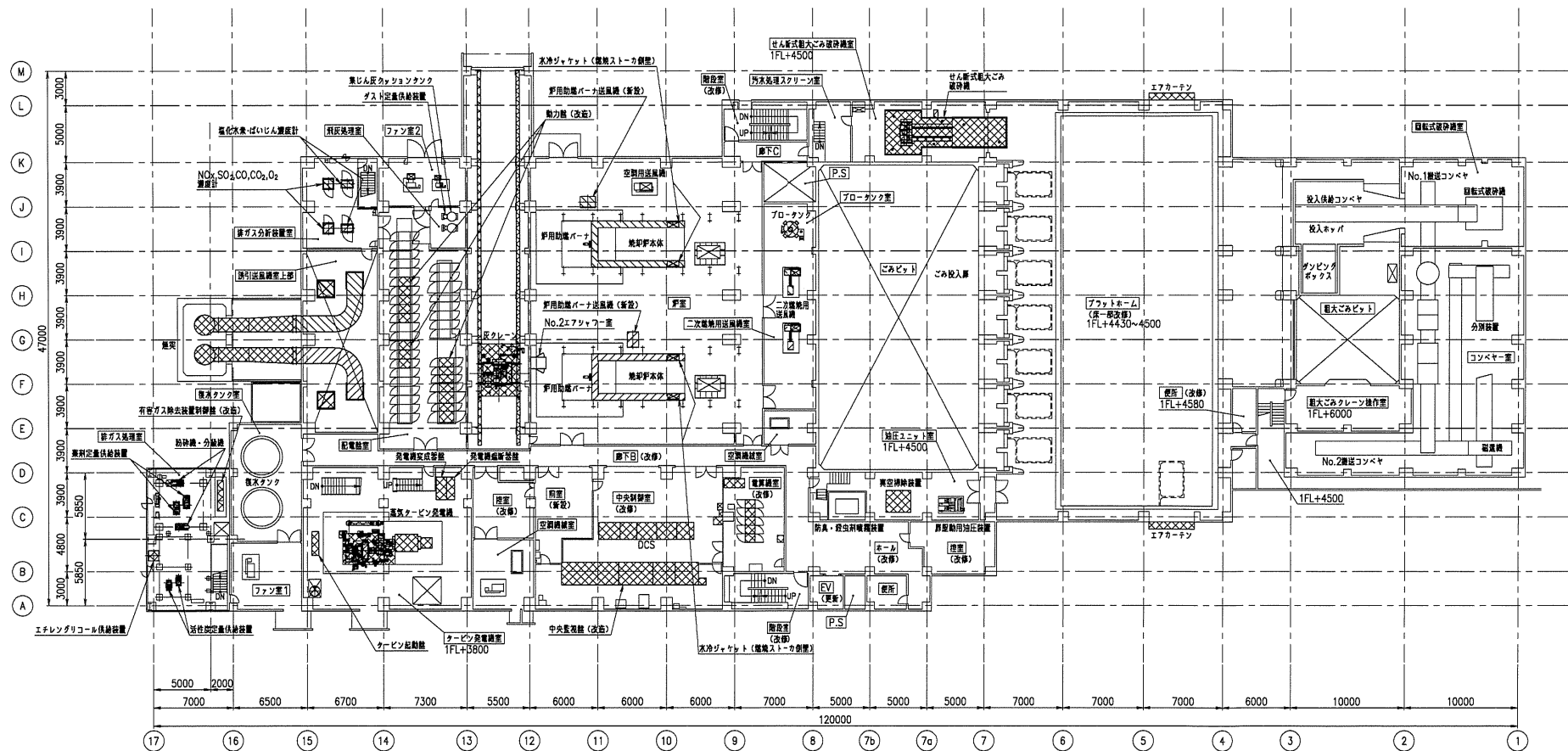
来番	客先名	和歌山市 殿			
調査	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事			
調査	形式	PKKS-2900W 200L/244x42mm	WSS No.	030296	
設計	名称	地階平面配置図			
作図	尺度	1/200	図面番号	DR-2520.39	REV
日付					



1FL
(3L+300)

- 注. 1. 図中 は、1号野新設・移設・更新工事を示す。
 2. 図中 は、2号野新設・移設・更新工事を示す。
 3. 図中 は、共通設備新設・移設・更新工事を示す。

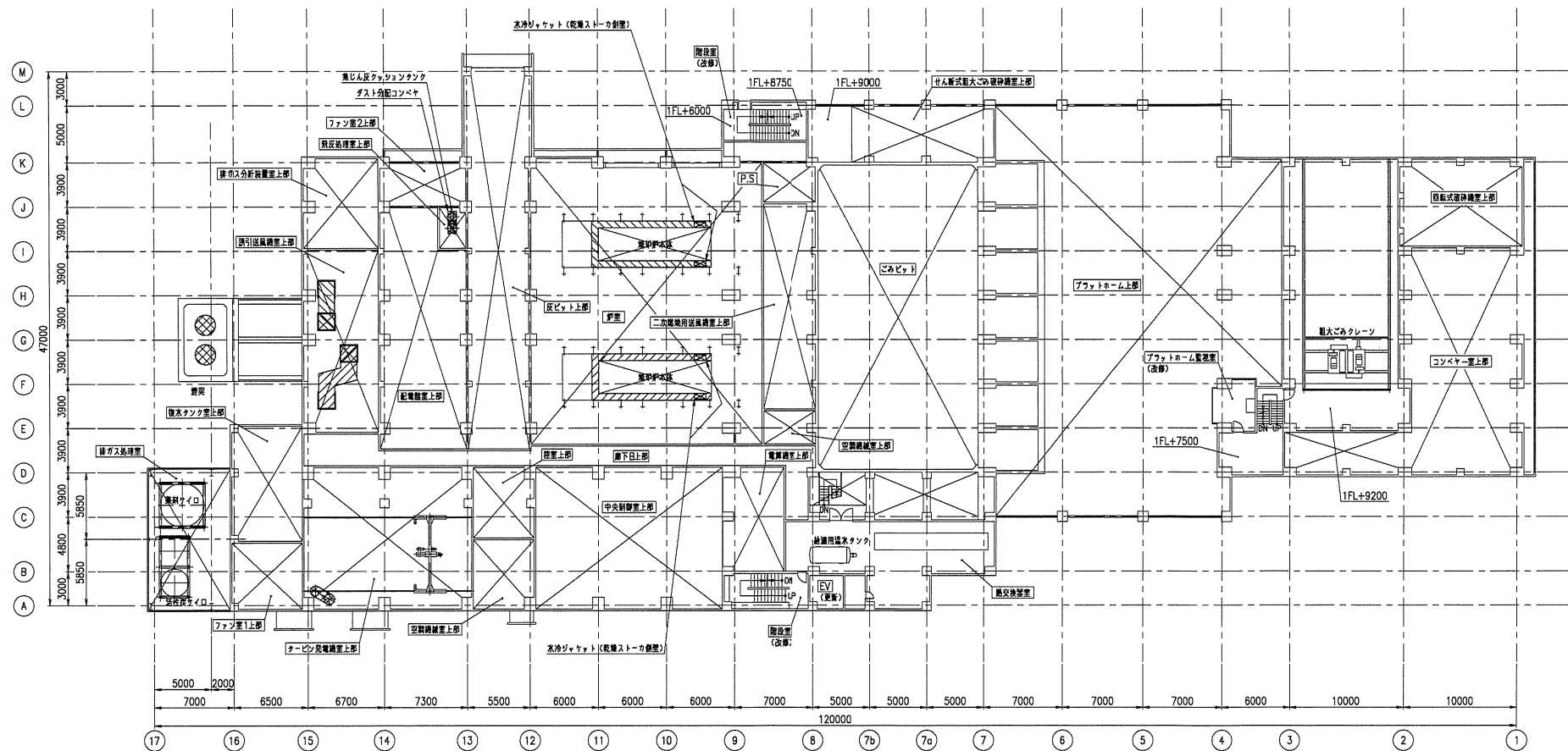
発注者	和歌山市 殿
調査	工事名 青岸エネルギーセンター基幹改良工事
調査	形式 PKKS-2800型 200V/24H+2機 WBS No. 030296
設計	名称 1階平面配置図
作図	尺 1/200 縮尺 1/200 縮尺 1/200
日付	



- 注. 1. 図中 は、1号炉新設・移設・更新工事を示す。
 2. 図中 は、2号炉新設・移設・更新工事を示す。
 3. 図中 は、火災設備新設・移設・更新工事を示す。

承認	客先名	和歌山市 役		
調査	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事		
調査	形式	PKKS-2900M 200t/24Hx2機	WBS No.	030296
設計	名称	2階平面配置図		
作成	尺 寸	1/200	図面番号	DR-2520A1
日付				

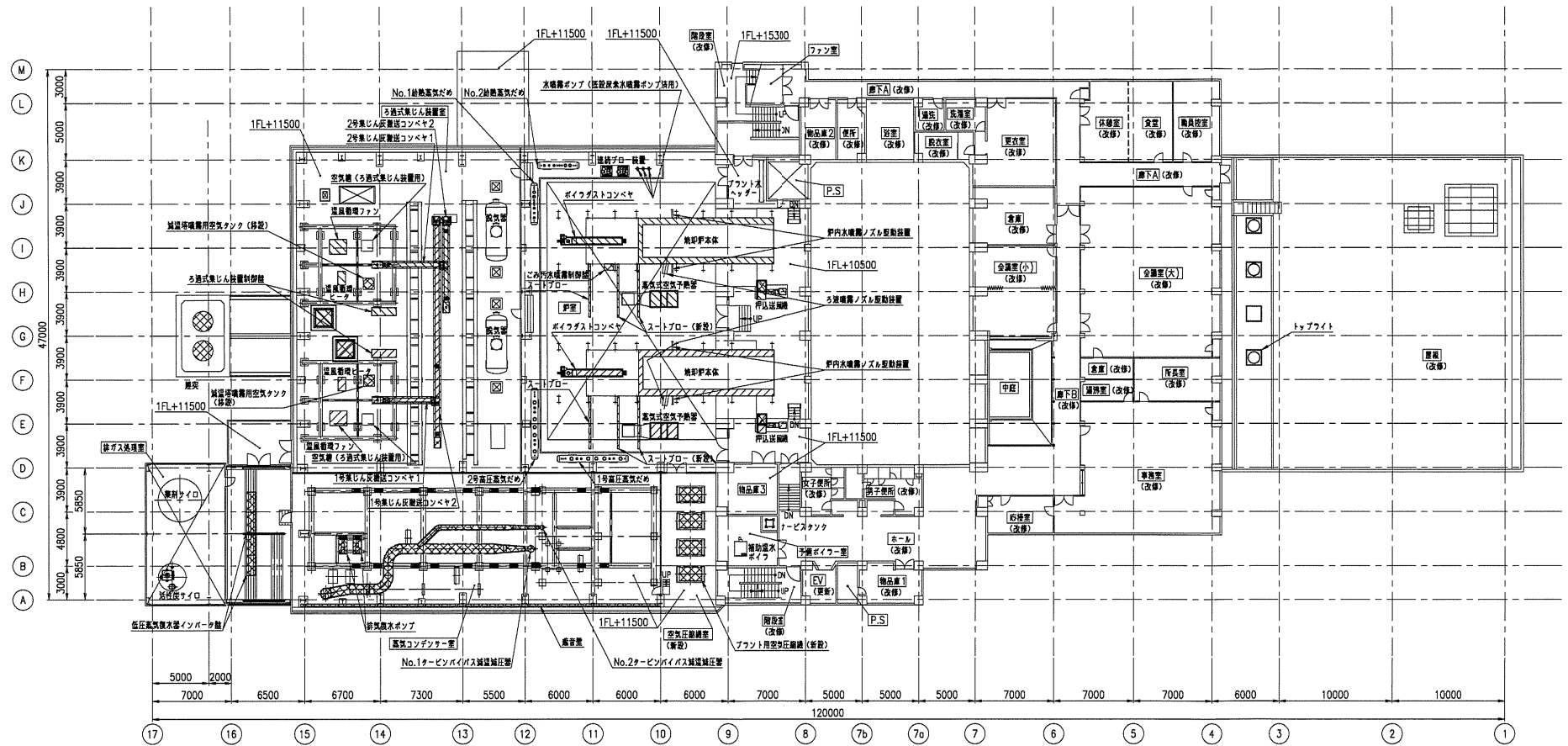




3FL
(1FL+9750)

- 注: 1. 図中 は、1号新設・移設・更新工事を示す。
2. 図中 は、2号新設・移設・更新工事を示す。
3. 図中 は、共通設備新設・移設・更新工事を示す。

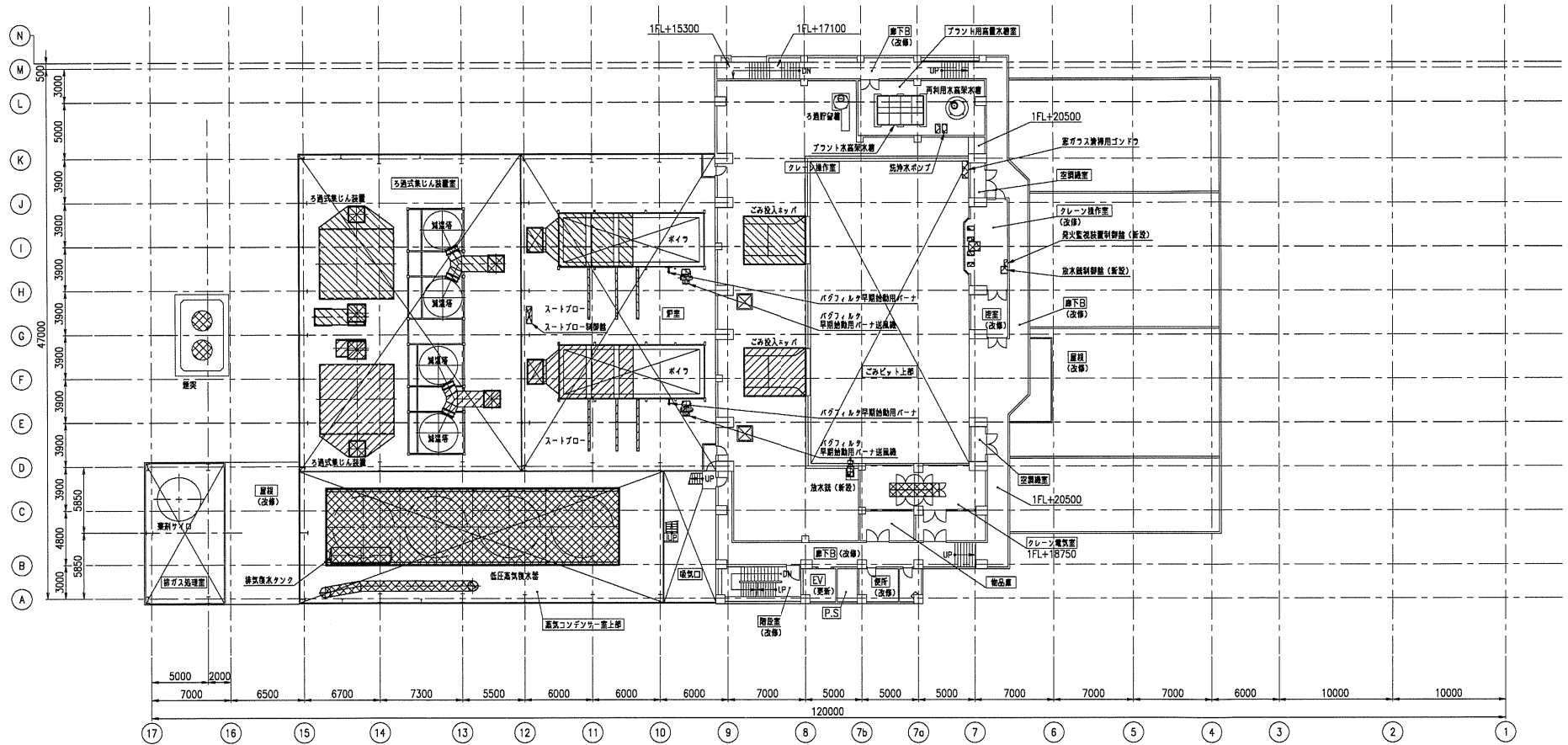
発注者	和歌山市 殿		
工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事		
形式	PKKS-2800H 200t/24Hx2基	WBS No.	030296
設計	3階平面配置図		
尺度	1/200	図面番号	DR-252042
日付		REV	



4FL
(1FL+13500)

注. 1. 図中 は、1号野新設・移設・更新工事を示す。
2. 図中 は、2号野新設・移設・更新工事を示す。
3. 図中 は、共通設備新設・移設・更新工事を示す。

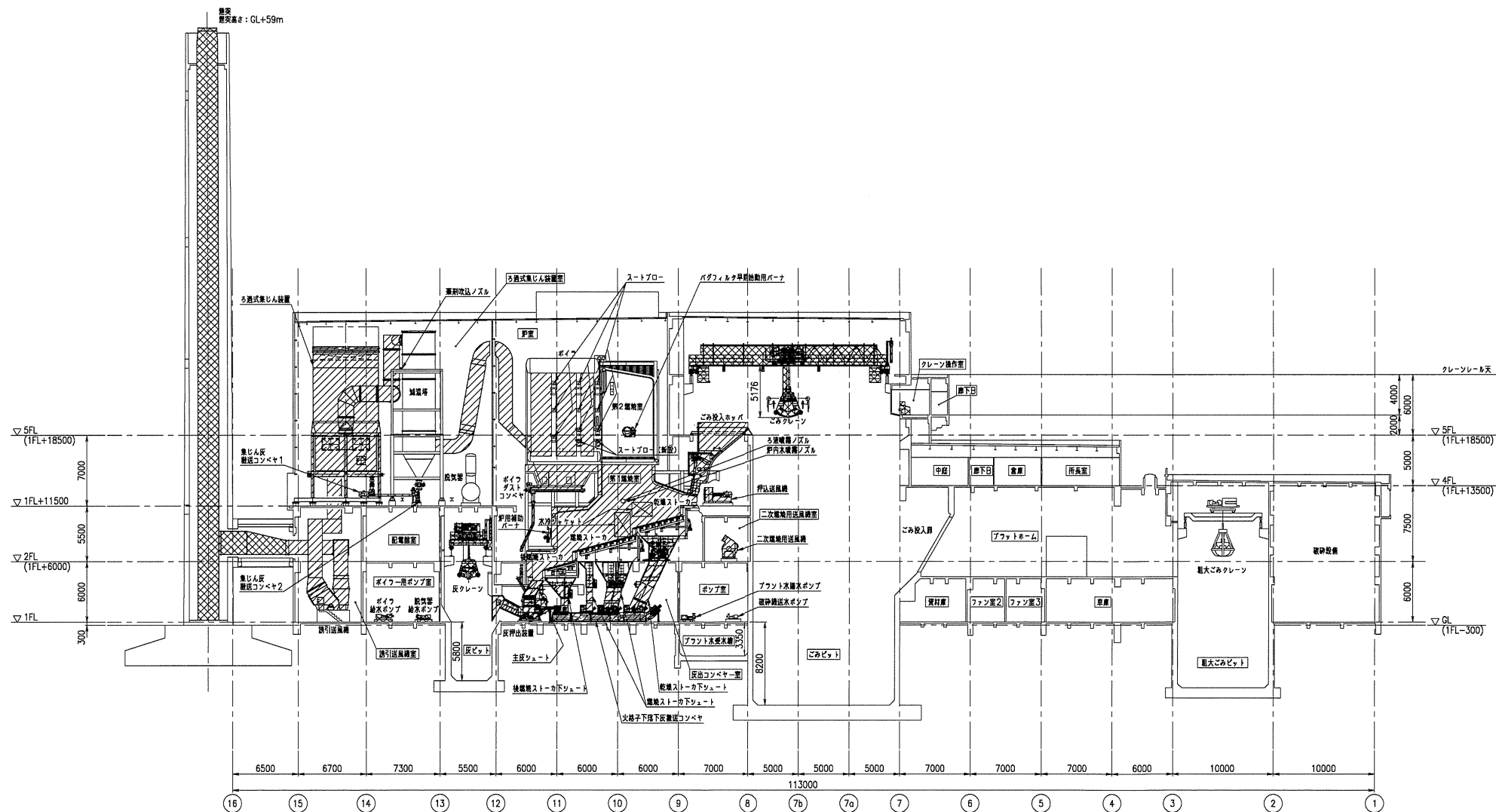
承認	客先名	和歌山市 役	
調査	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事	
調査	形式	PKKS-29000 200/24h×2機	WBS No. 030296
設計	名称	4階平面配置図	
作図	尺度	1/200	図面番号 DR-25704.3
日付			



5FL
(1FL+18500)

- 注. 1. 図中 は、1号館新設・移設・変更工事を示す。
 2. 図中 は、2号館新設・移設・変更工事を示す。
 3. 図中 は、共通設備新設・移設・変更工事を示す。

発注者	客先名	和歌山市 殿		
図案	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事		
調査	形式	PKKS-2800型 200L/24Hx2機	WBS No.	030296
設計	名称	5階平面配置図		
作図	尺 寸	1/200	図面番号	DR-252044
日付			REV	(水)



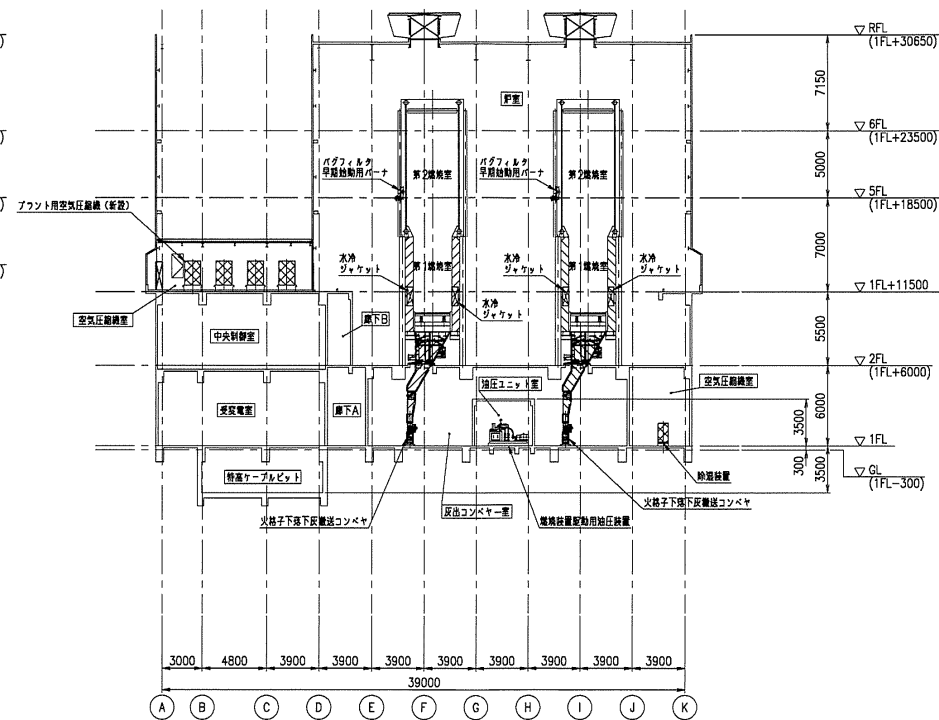
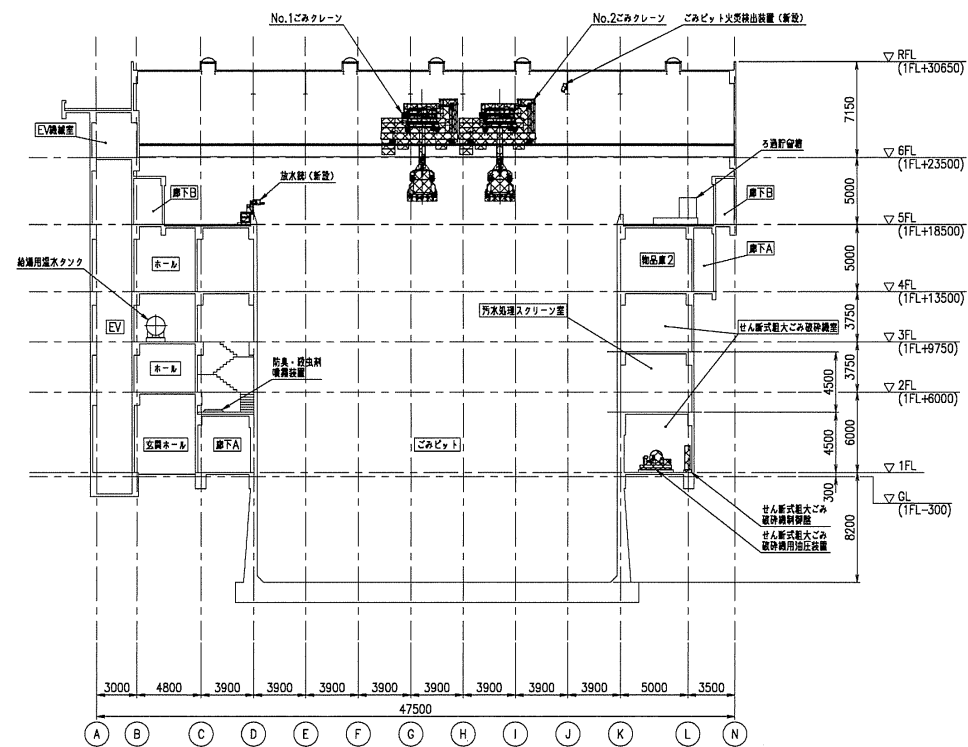
F ~ G 断面

- 注. 1. 図中  は、1号新設・修設・更新工事を示す。
 2. 図中  は、2号新設・修設・更新工事を示す。
 3. 図中  は、共通設備新設・修設・更新工事を示す。

承認	客先名	和歌山市 殿	
調査	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事	
調査	形式	PKKS-2900M 200V/24H×2基	WBS No. 030296
設計	名称	断面図機配置図	
作図	尺度	1/200	図番 DR-252047
日付			

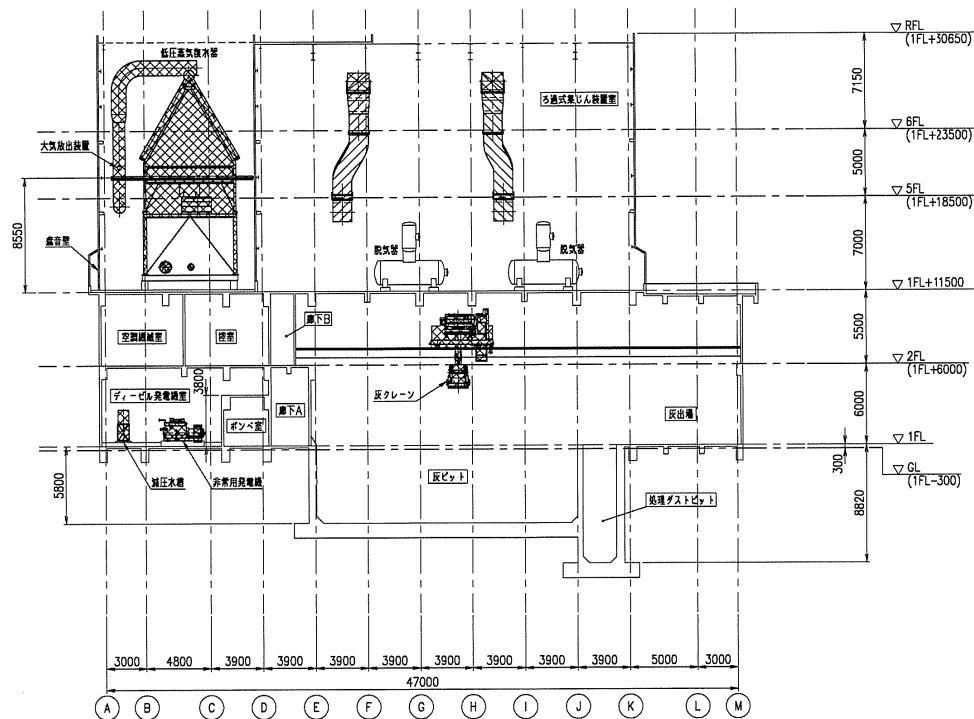
REV

11 b

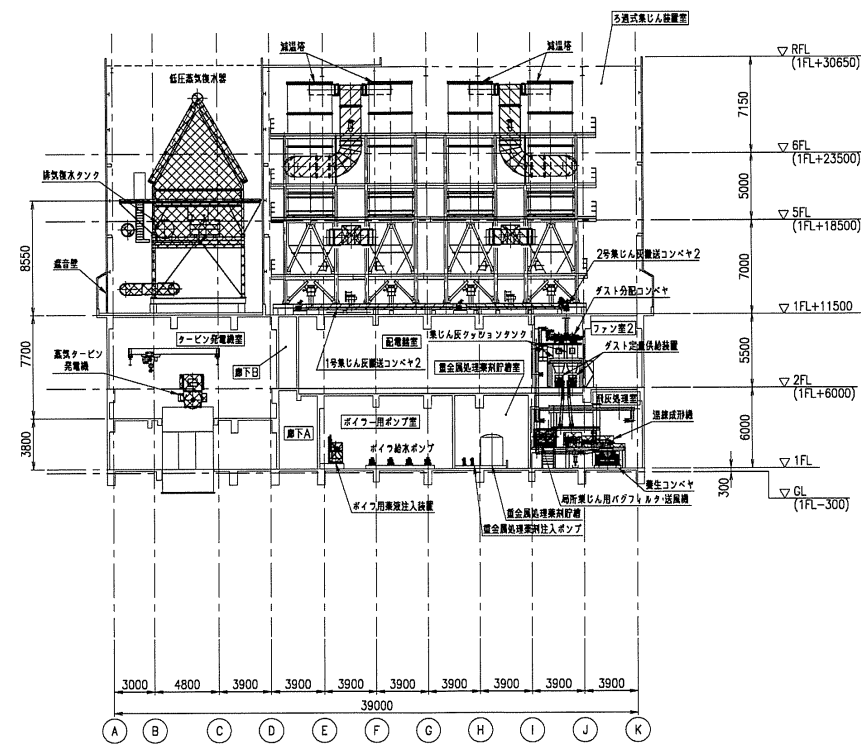


注.1. 国中 は、1号炉新設・移設・更新工事を示す。
2. 国中  は、2号炉新設・移設・更新工事を示す。
3. 国中  は、共通設備新設・移設・更新工事を示す。

承認	客先名	和歌山市 殿		
調査	工事名	青岸エス・エルセンター基幹改良工事		
調査	形式	PKCS-290CW 200L/24Hx2重	WSS No.	030296
設計	名称	横断面機器配置圖 (1/3)		
作図	尺 寸	1/200	図面番号	DR-25204R
日付			issy	



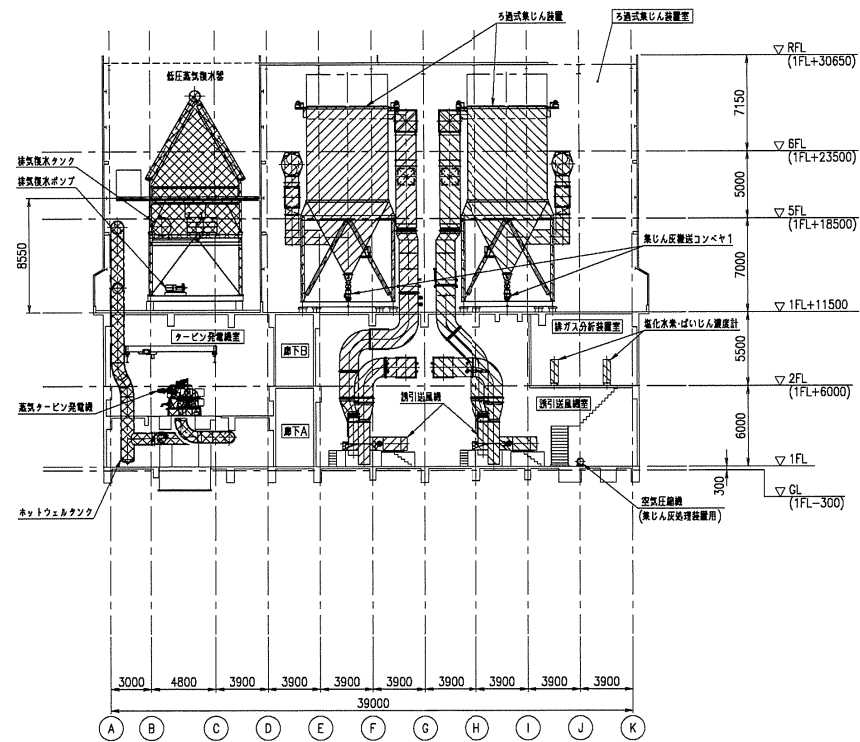
12 ~ 13 断面



13 ~ 14 断面

- 注. 1. 図中 は、1号機新設・移設・更新工事を示す。
 2. 図中 は、2号機新設・移設・更新工事を示す。
 3. 図中 は、灰反洗装置新設・移設・更新工事を示す。

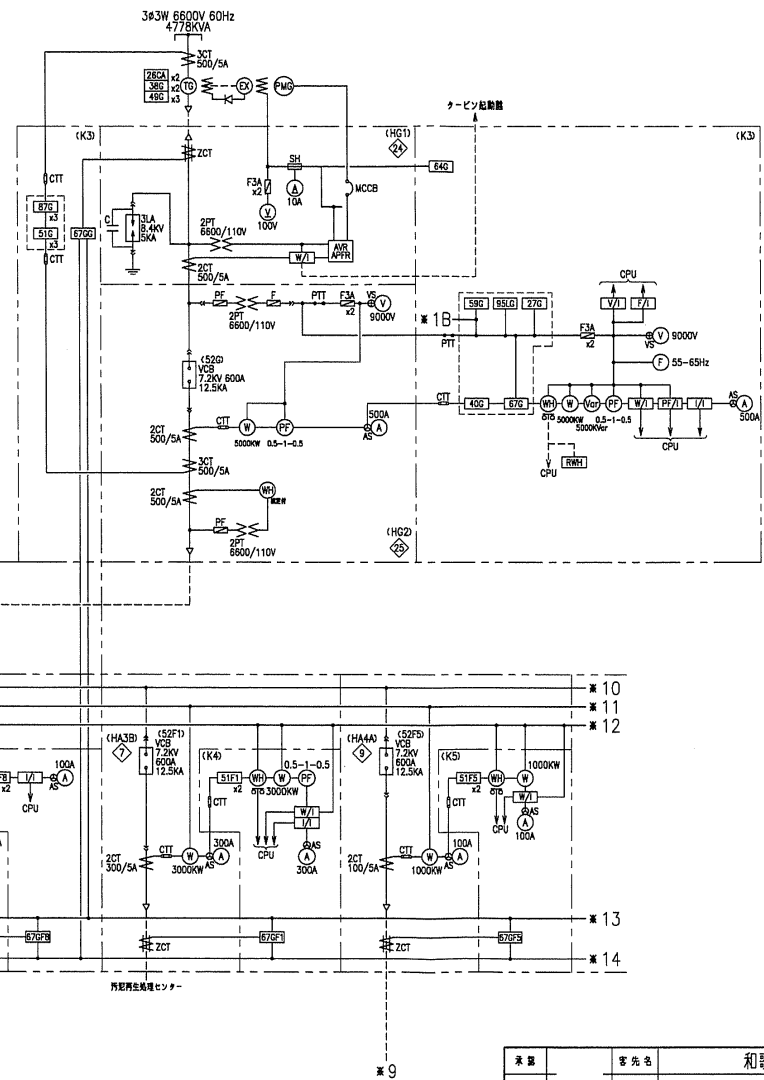
発注者	宮城県	和歌山市 殿		
工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事			
形式	PKKS-2800形 200L/24Hx2機		WBS No.	030296
設計	横断面機器配置図 (2/3)			
作図	尺貫	1/200	図面番号	NR-252049
日付			REV	
				A1[C



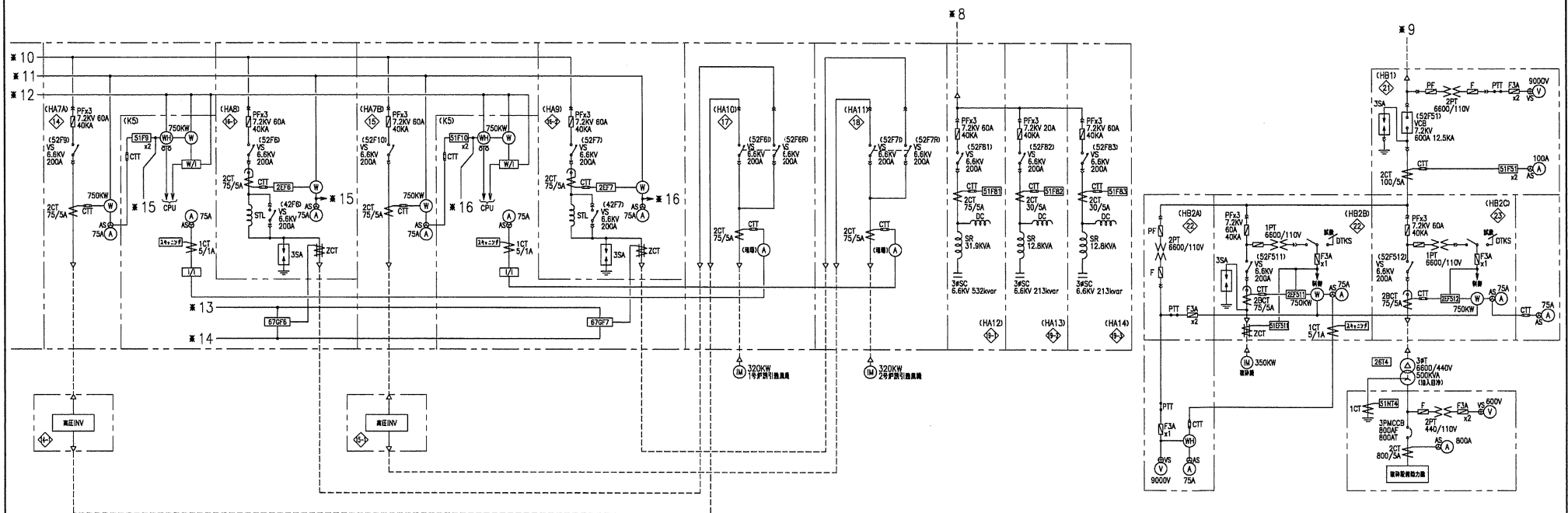
14 ~ 15 断面

- 注. 1. 図中 は、1号炉新設・修設・更新工事を示す。
 2. 図中 は、2号炉新設・修設・更新工事を示す。
 3. 図中 は、共通設備新設・修設・更新工事を示す。

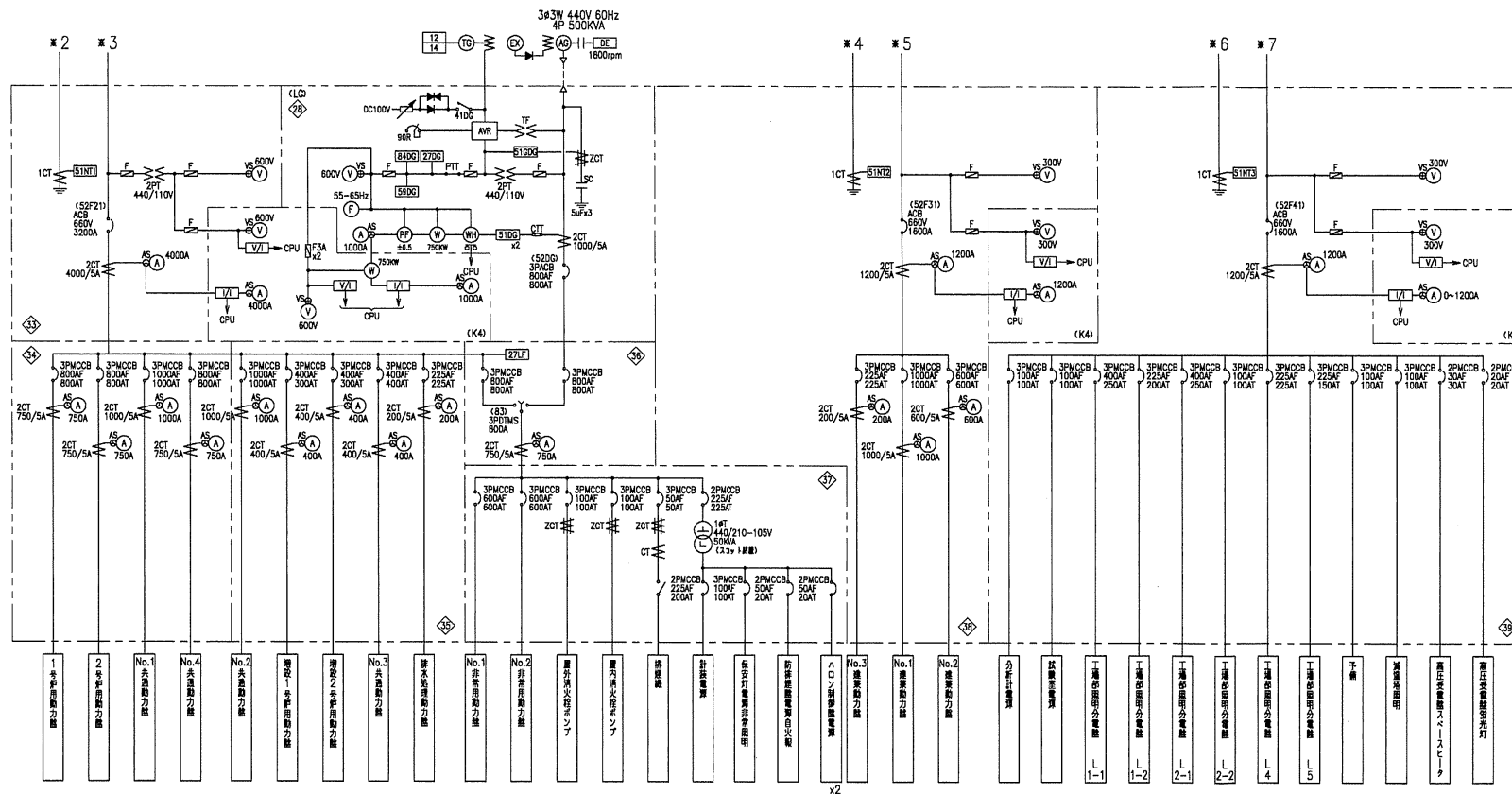
発注者	和歌山市 殿		
工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事		
形式	PKKS-2900形 200V/24Hx2機	WBS No.	030296
設計	横断面機配置図(3/3)		
作図	尺 1/200	図面番号	DR-252050
日付		REV	



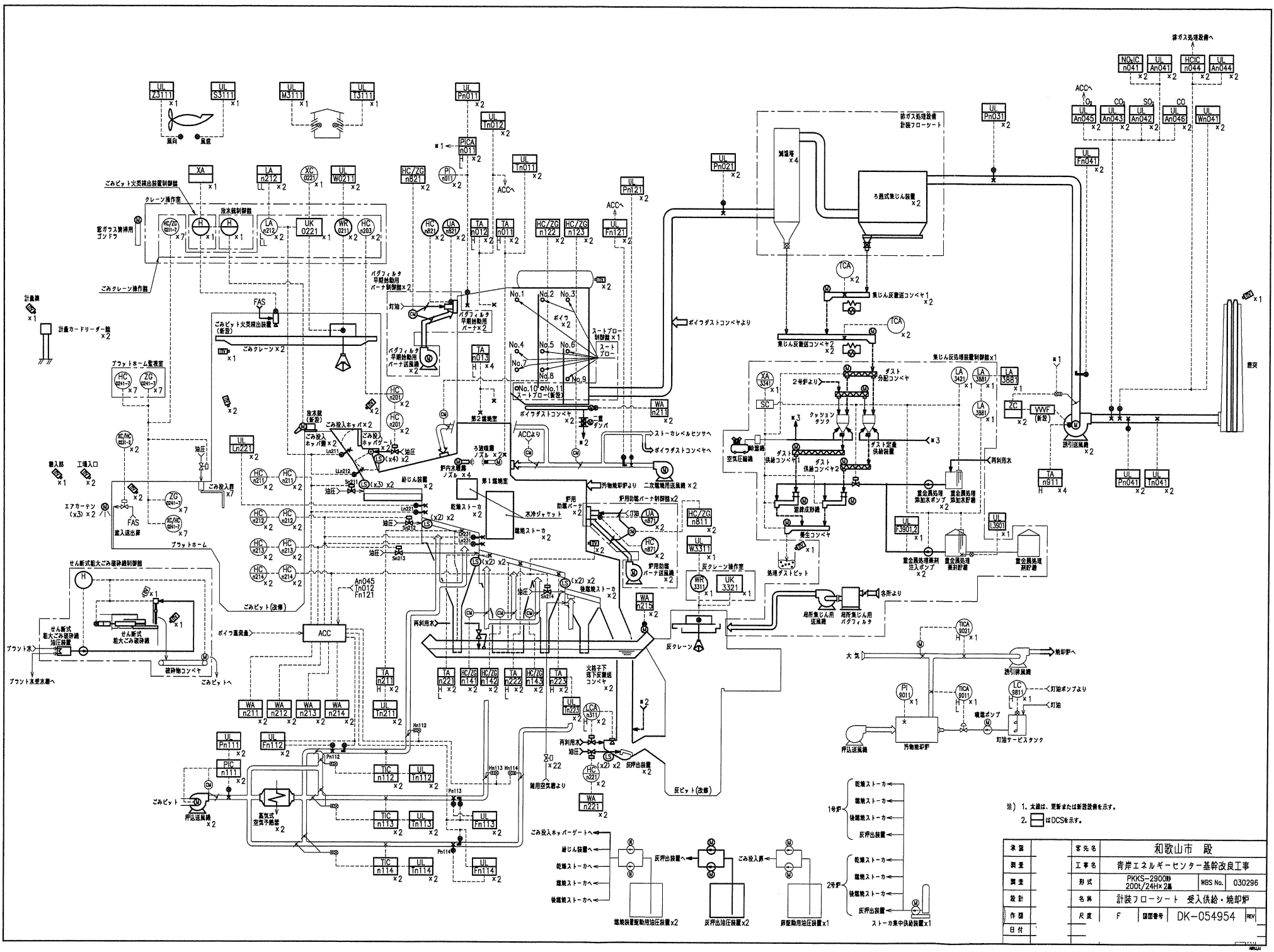
業 種	客 先 名	和歌山市 殿		
業 種	工 事 名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事		
業 種	形 式	PKKS-2900W 200V/2相/2線	WBS No.	030296
設 計	名 称	電気設備単線結線図 1/3		
作 図	尺 度	FREE	図面番号	DK-054622
日 付				REV



承認	受 先 名	和歌山市 殿	
調査	工 事 名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事	
調査	形 式	PKKS-2900M 200L/24H×2基	WBS No. 030296
設計	名 称	電気設備単線結線図 2 / 3	
作 図	P 様	図 説 書 表	DK-054R23 rev
日 付			

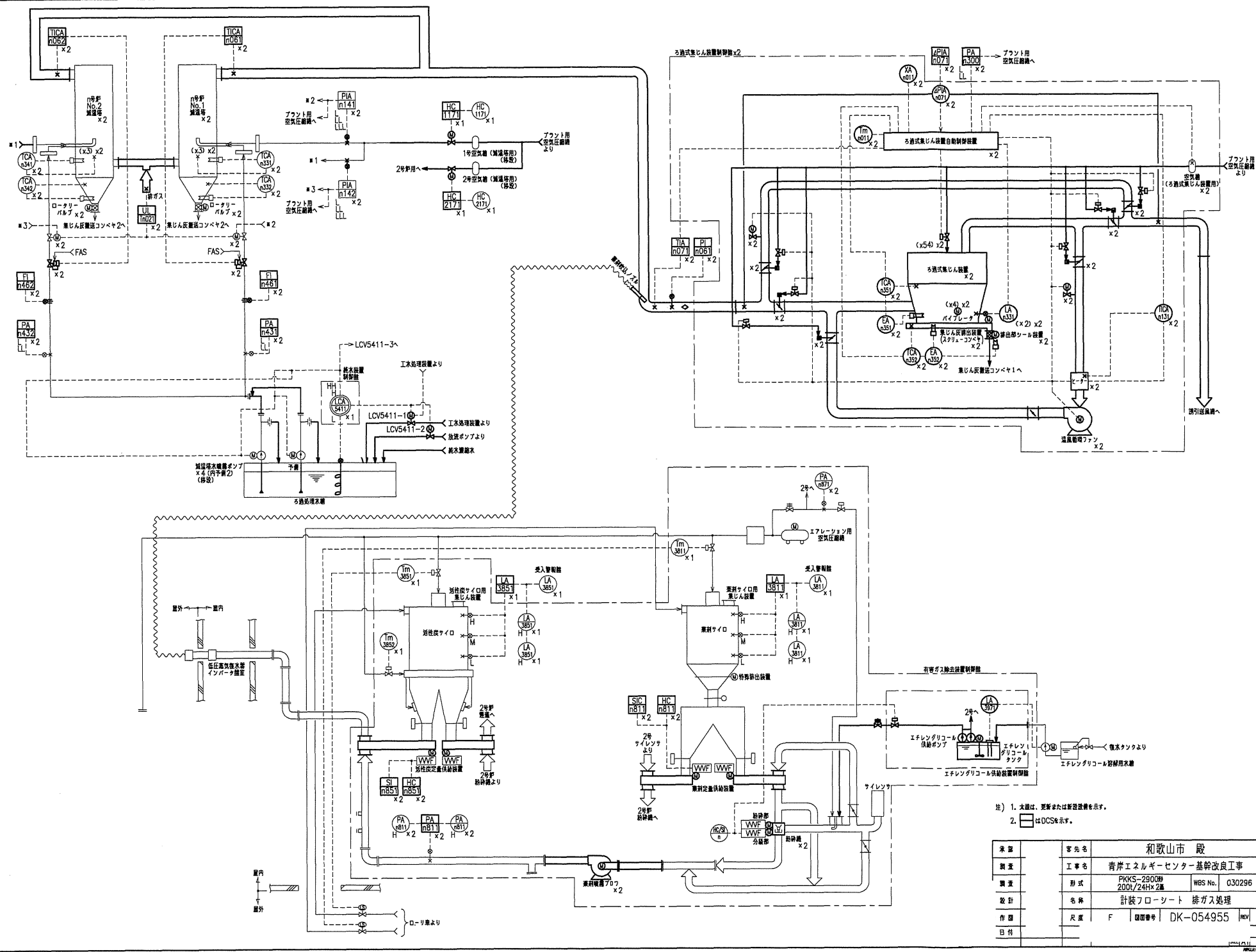


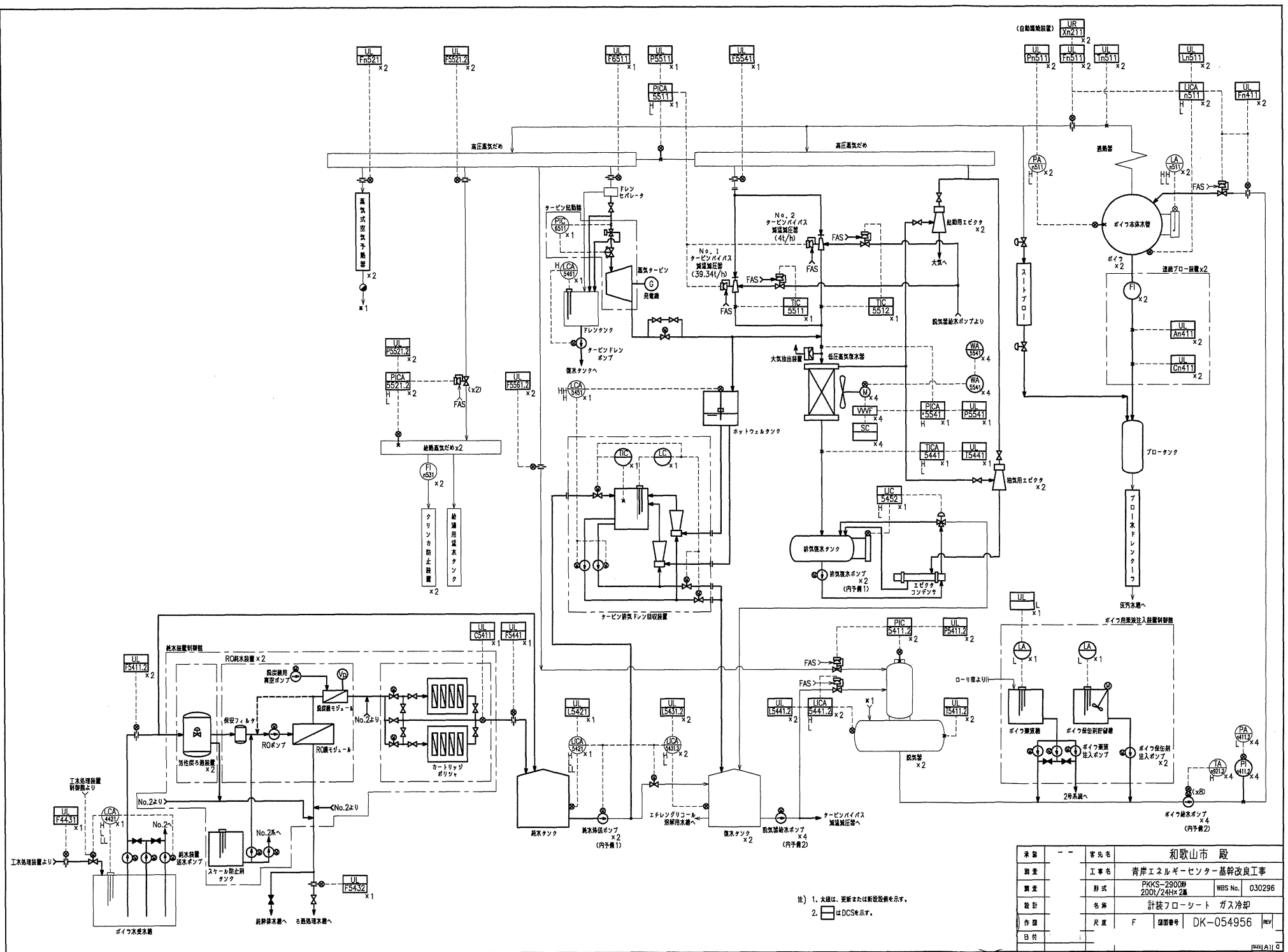
承認	客先名	和歌山市 殿		
調査	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事		
調査	形式	PKKS-2900B	WBS No.	030296
設計	名称	電気設備単線結線図 3 / 3		
作図	尺度	FREE	図面番号	DK-054624
日付				



注) 1. 太線は、更新または新設設備を示す。
2. 〇はDCSを示す。

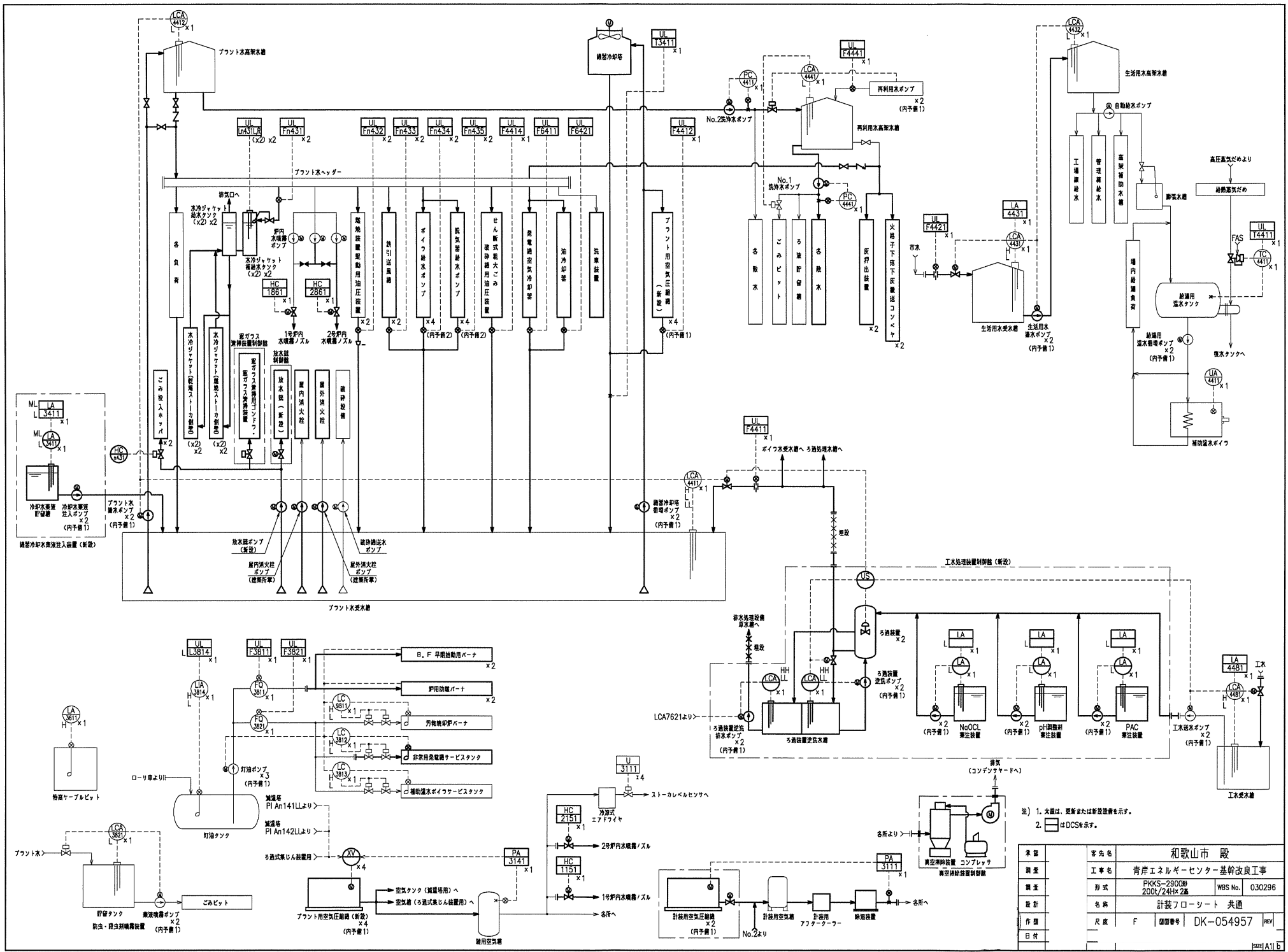
和歌山市 殿			
調査	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事	
調査	形式	PKKS-28000 200t/24h×2基	WBS No. 030296
設計	名称	計装フローシート 受入供給・焼却炉	
作図	R 度	F	図番 DK-054954
日付			





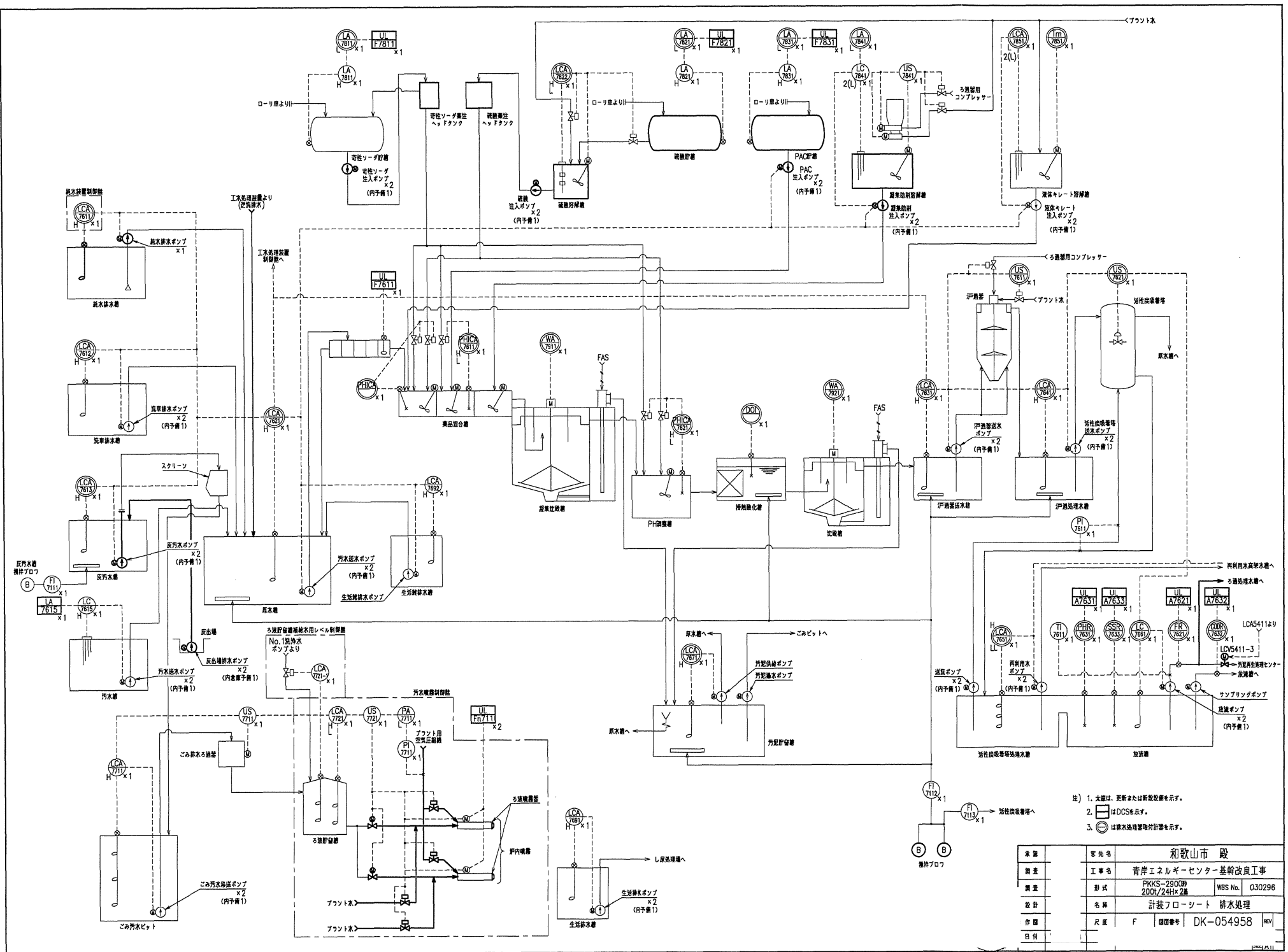
承認	客先名	和歌山市 殿	
製案	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事	
製案	形式	PKKS-2900型	WBS No. 030296
設計	名称	計装フローシート ガス冷却	
作図	尺度	F	図面番号 DK-054956
日付			REV

注) 1. 太線は、更新または新設設備を示す。
2. □はDCSを示す。



注) 1. 大罐は、更新または新設設備を示す。
2. □ はDCSを示す。

承認	客先名	和歌山市 役	
調査	工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事	
調査	形式	PKKS-2900M	WBS No. 030296
設計	名称	計装フローシート 共通	
作成	尺度	F	図番 DK-054957
日付			REV



- 注) 1. 太線は、更新または新設設備を示す。
2. □はDCSを示す。
3. ⊕は排水処理設備計器を示す。

発注者	和歌山市 役
工事名	青岸エネルギーセンター基幹改良工事
形式	PKGS-2900型 200k/24Hx2基
WBS No.	030296
設計	計装フロッシート 排水処理
名 称	
尺 度	F
図 号	DK-054958
REV	

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は青岸エネルギーセンター運転維持管理業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和9年4月1日から令和15年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、_____円（うち消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、1か月当たりの支払金額は、_____円（うち消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。ただし、初回分については、_____円（消費税及び地方消費税分を含む。）を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、毎月、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、当該月分の委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては

その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合に

において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、委託業務の履行に際し作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとす

る。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。